

特別支援教育の推進  
人権教育の充実

令和4年8月

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課  
兵庫県教育委員会事務局人権教育課

# 目 次

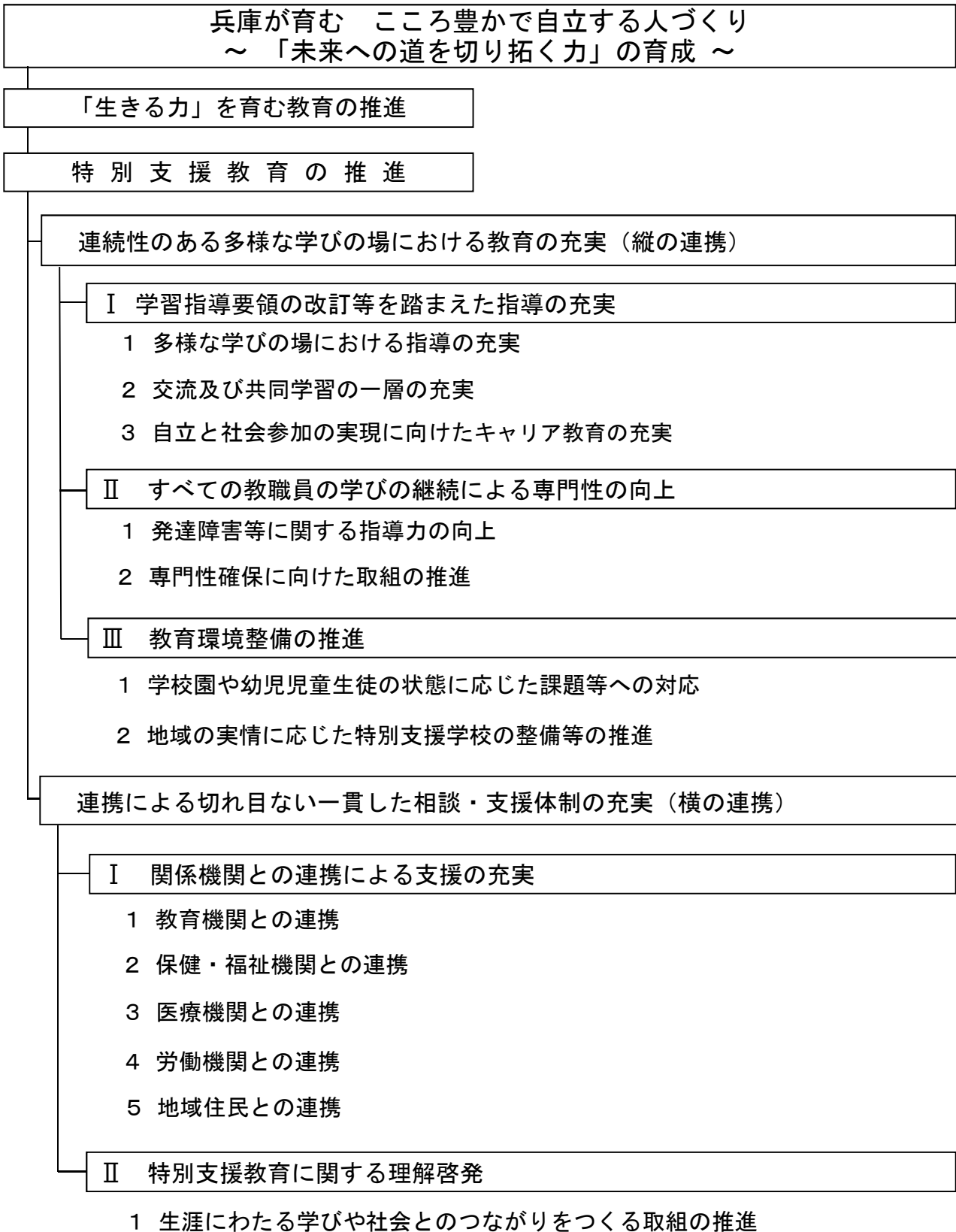
## 特別支援教育の推進

令和4(2022)年度特別支援教育課施策体系表	3
<b>1</b> 県における特別支援教育の現状	4
<b>2</b> 兵庫県における特別支援教育の推進	7
1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)	7
I 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実	7
II すべての教職員の学びの継続による専門性の向上	21
III 教育環境整備の推進	25
2 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)	28
I 関係機関との連携による支援の充実	28
II 特別支援教育に関する理解啓発	33

## 人権教育の充実

令和4(2022)年度人権教育課施策体系表	39
人権にかかわる課題に対する人権教育の推進	40
I 学校教育における人権教育の充実	41
II 子ども多文化共生教育の充実	45
III 社会教育における人権教育の充実	51

# 令和4(2022)年度 特別支援教育課 施策体系表



# 1 県における特別支援教育の現状

## 1 特別支援教育の学びの場

学びの場	指導形態	校種				障害種別								
		幼	小	中	高	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	LD等
特別支援学校	障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
特別支援学級	障害種別ごとの学級を編制し、子ども一人一人に応じた教育を実施	-	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	-	
通級による指導	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施	-	○	○	○	△	○	-	△	△	○	○	○	
通常の学級	発達障害等、特別な教育的ニーズのある児童生徒が通常の学級に在籍 (6.5%程度の在籍率(小中学校))	○	○	○	○					○				

注 「△」は、設置可能だが県内の設置なし 「-」は、設置不可

## 2 学校（学級、教室）数、児童生徒数（神戸市含む）

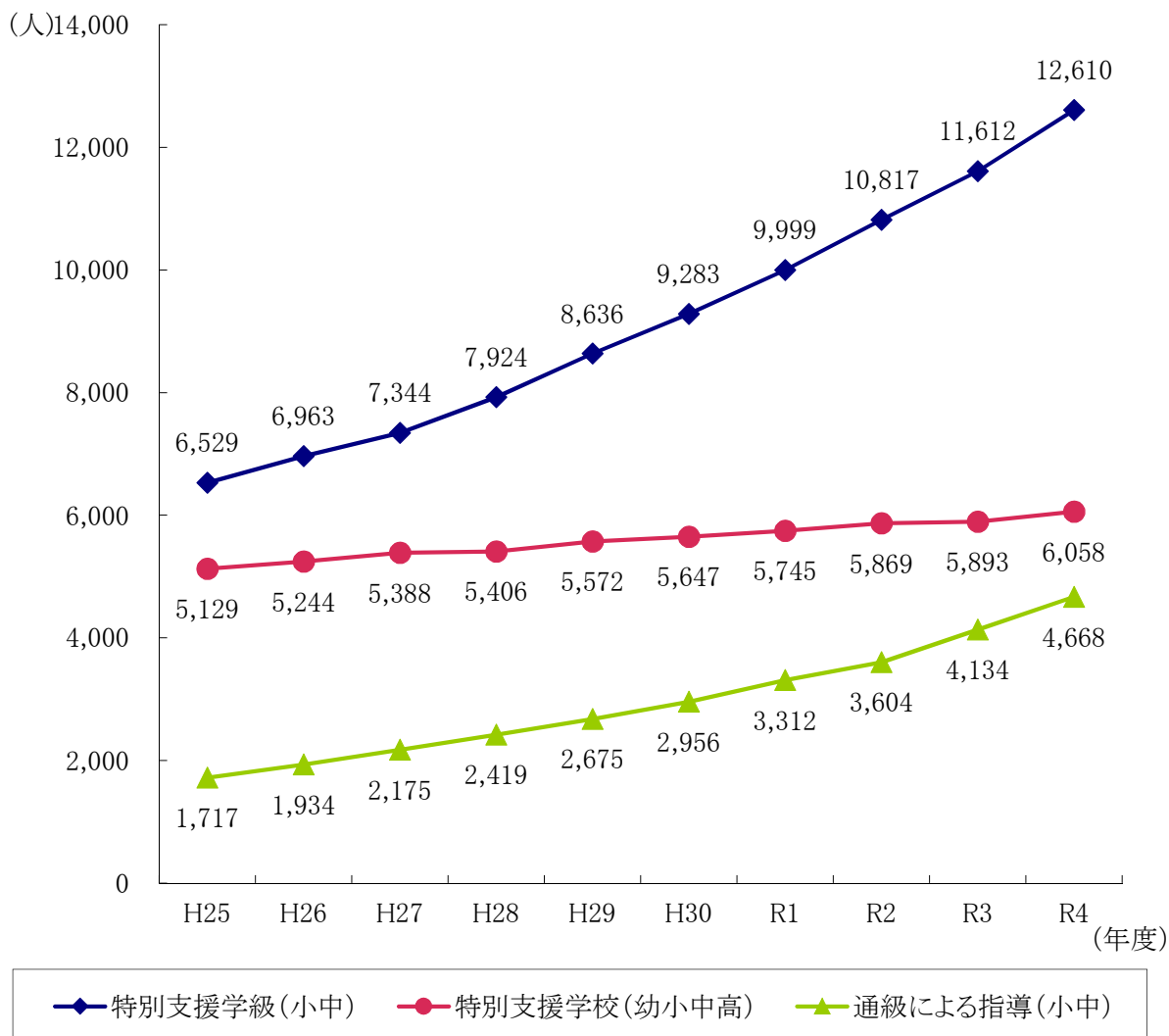
令和4年5月1日現在

区分	学校（学級・教室）数合計		障害種別										児童生徒数
			視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	LD等		
特別支援学校	国	1校			1								50
	県	28校	1	5	24	4	1						4,282
	市	19校	1		9	14	2						1,726
	計	48校	2	5	34	18	3						6,058
特別支援学級	小学校	2,098学級	14	44	841	187	48			964			9,327
	中学校	846学級	7	29	343	69	22			376			3,283
	計	2,944学級	21	73	1,184	256	70			1,340			12,610
通級による指導	小学校	229教室		59					255	172	935	1,945	3,366
	中学校	86教室						3	77	326	704	1,110	
	高等学校	34教室							23	49	76	148	
	県立聴覚	6教室		44								44	
	計	355教室		103					258	272	1,310	2,725	4,668

注 特別支援学校数合計は、複数障害の併置校があるため、障害種別の合計とは一致しない。

### 3 児童生徒数の推移

(国立除く、各年度5月1日現在 ※「通級による指導」は、R2より高校を追加)



「障害」の表記を用いる理由

文部科学省において、この表記が用いられているため。また、兵庫県障害福祉審議会において当事者の方々を交えて議論したところ、「害の字をほかの漢字やひらがなに変えることは、障害のある人が生活する上での様々な社会的障壁があることに対する社会全体としての認識・理解（社会的障壁の除去は社会の責務）をかえって曖昧にしてしまう」という意見が大勢を占めたことを踏まえ、兵庫県ではこの表記を用いている。

#### 4 障害種別ごとの特別支援学校設置状況

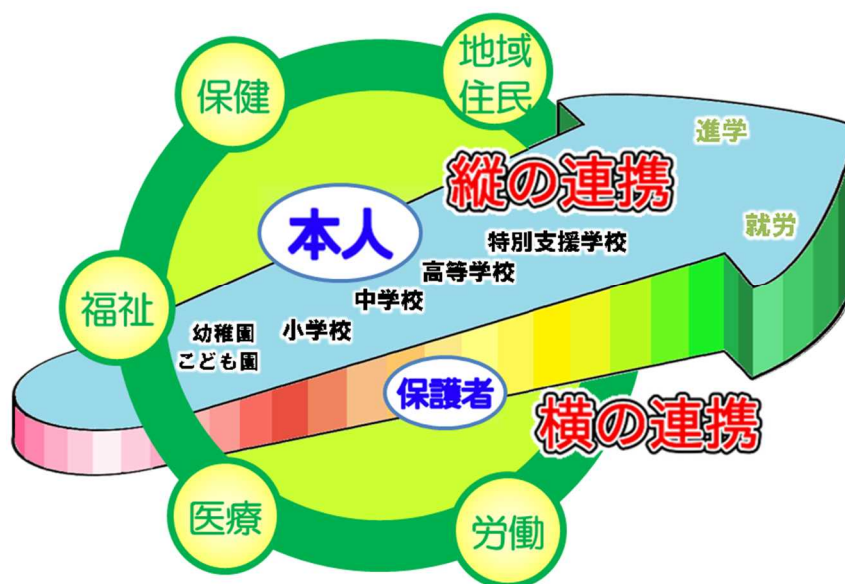
設置者	学校名	設置学部						障害種別					備考	
		保育相談部	幼稚園部	小学部	中学部	高等部 普通科	高等部 専門学科	専攻科	視覚	聴覚	知的	肢体		病弱
県	視覚		○	○	○	○	○	○	○					
	神戸聴覚	○	○	○	○	○	○	○		○				
	のじぎく		※	○	○	○					○	○		※幼稚園は肢体のみ
	神戸			○	○	○					○	○		
	西神戸高等						○				○			
	こぼと聴覚	○	○							○				
	阪神			○	○	○					○			
	こやの里			○	○	○					○			
	芦屋			○	○	○					○			
	阪神昆陽						○				○			
	むこがわ			○	○						○			R4.4 開校
	上野ヶ原			○	○	○					○		○	
	氷上			○	○	○					○			
	高等						○				○			
	いなみ野			○	○	○					○			
	北はりま			○	○	○					○			
	東はりま			○	○	○					○			
	姫路聴覚	○	○	○	○	○	○	○		○				
	播磨					※	○				○	○		※普通科は肢体のみ
	姫路			○	○	○					○			
	赤穂			○	○	○					○			
	西はりま			○	○	○					○			
	姫路しらさぎ			○	○	○					○			
	豊岡聴覚		※	○	○					○	○			※幼稚園は聴覚のみ
	出石			○	○	○					○			
	(みかた校)			○	○	○					○			
	和田山			○	○	○					○	○		
	あわじ		※	○	○	○				○	○			※幼稚園は聴覚のみ
国	神大附属			○	○	○				○				
市	盲		○	○	○	○	○	○						
	友生		※	○	○	○					○	○	○	※幼稚園は肢体のみ
	青陽灘高等					○				○				
	灘さくら			○	○	※				○	○		※高等部は肢体のみ	
	青陽須磨			○	○	○				○	○			
	いぶき明生		※	○	○	○				○	○		※幼稚園は肢体のみ	
	あまよう			○	○	○					○			
	西宮			○	○	○					○			
	伊丹			○	○	○					○			
	宝塚			○	○	○					○			
	川西			○	○	○					○			
	(三田)ひまわり			○	○	○					○			
	明石			○	○	○					○			
	加古川		○	○	○	○					○			
	三木			○	○						○			
	小野			○	○						○			
	加西			○	○	○					○			
書写			○	○	※						○	○	※高等部は肢体のみ	
篠山		※	○	○	○					○	○		※幼稚園は肢体のみ	

## 2 兵庫県における特別支援教育の推進

「兵庫県特別支援教育第三次推進計画（平成31～令和5年度）」に基づき、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図る。

### 取組の方向性

- 1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）  
～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～
- 2 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）  
～早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育～



### 1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）

#### I 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実

多様な学びの場における指導を充実させるため、個別の教育的ニーズに応じた指導の改善を進めるとともに、障害のある児童生徒等が地域の一員として豊かに生活することができるよう、障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の充実を図る。

また、特別支援学校においては、企業等との連携のもと社会に開かれたキャリア教育を一層推進する。

## 1 多様な学びの場における指導の充実

### (1) チームで取り組む校内外支援体制の充実

各学校において組織的な対応が図られるよう、管理職研修及び教職員研修等を通じて、校内外支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育にかかる校内外支援体制の機能充実を図る。

### (2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用と引継ぎの推進

#### ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

学習指導要領等にもとづき、特別支援学級や通級による指導を受けるすべての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する。

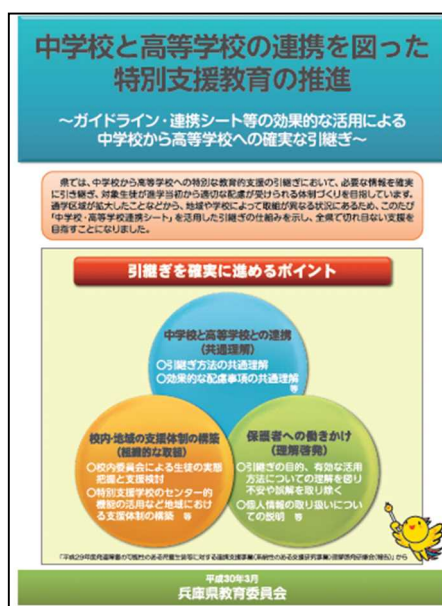
通級による指導を受けていない、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒については、必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用する。

県立特別支援学校は令和5年度から県で定めた共通様式を使用する。

#### ② 個別の教育支援計画や個別の指導計画等の引継ぎの推進

日々の教育活動における指導・支援の一層の充実や、進級や進学にあたって適切な引継ぎを進める。

特に、高等学校への引継ぎについては、地域や学校によりその取組が異なることから、ガイドラインや中・高連携シートを活用し、全県で切れ目ない支援を推進する。



中学校と高等学校の引継ぎ  
リーフレット (H30.3)

#### ○ R3年度卒業生の実績

- ・対象生徒が在学する中学校の内、進路先に引継ぎを行った学校数  
294/297校 (99% R2より4校増)
- ・特別な支援の引継ぎが必要であった生徒の内、引継ぎを行った生徒数  
1,292/1,380人 (94% R2より173人増)



### (3) 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における指導の充実

#### ① ユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業づくり研修の実施

すべての児童生徒にわかりやすい授業を実施するため、特別支援教育センターで実践研修等を実施するとともに、各校における取組を推進する。



プロジェクターを活用しわかりやすいように工夫された板書

#### ② 学校生活支援教員（LD、ADHD等通級指導担当教員）の配置

LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等により支援を必要とする小・中学校児童生徒の安定した学校生活や集団生活を支援するため、地域拠点校(市町単位)に「学校生活支援教員」を配置し、「通級による指導」の充実など支援体制を整備する。

○ 配置人数 226人（神戸市除く）

○ 内 容

- ・児童生徒の教育的ニーズに応じた多様な支援
- ・支援地域内の小・中学校における通級指導または巡回による指導
- ・「ひょうご学習障害相談室」など関係機関との連携による地域支援体制の整備

○ 配置人数の推移

(単位：人)

区 分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小 学 校	71	91	107	115	150
中 学 校	55	60	65	67	76
合 計	126	151	172	182	226

※ H29～R8年度で対象児童生徒13人に対して1人の教員とする基礎定数化

③ 高等学校における通級指導に係る実践研究事業の実施 7,400千円(国庫)

LD、ADHD等で、学習上や生活上のつまずきのある生徒を支援するため、「通級による指導」を行う拠点校に加配教員を配置し、ニーズに応じて巡回による指導を行うことで、どの学校に進学しても希望すれば通級による指導を受けられるよう体制を整備する。

ア 研究校の指定

○ 拠点校（通級担当教員配置校20校、配置数23人）及び協力校

学区	拠点校（高等学校）	協力校（特別支援学校）
第1学区	東灘	芦屋
	神戸鈴蘭台	神戸
	淡路	あわじ
	湊川	神戸
第2学区	宝塚西	こやの里
	(新)有馬	上野ヶ原
	篠山産業	高等
	氷上西	氷上
	西宮香風	芦屋
	阪神昆陽	阪神昆陽
第3学区	播磨南	東はりま
	西脇北	北はりま
第4学区	伊和	西はりま
	太子	播磨
	(新)相生産業	赤穂
	姫路北	姫路
第5学区	豊岡総合	豊岡聴覚
	村岡	出石 みかた校
	但馬農業	出石
	(新)和田山	和田山

○ 巡回による指導を行う学校（10校）

学区	巡回校	拠点校（教員を派遣）
第1学区	(新)国際	西宮香風
	(新)芦屋国際中等教育	西宮香風
第2学区	西宮甲山	西宮香風
	(新)宝塚	宝塚西
	(新)尼崎工業	阪神昆陽
第3学区	(新)三木北	西脇北
	多可	西脇北
第5学区	(新)豊岡(定)	豊岡総合
	香住	村岡
	(新)浜坂	村岡

## ○ 実施内容

- ・ 通級指導運営協議会の開催
- ・ 地域の小・中学校との合同研究会
- ・ どの学校においても希望すれば通級による指導が受けられる体制をつくるための「但馬モデル」の構築 等

## イ 研究協議会の開催

実践事例発表、指導方法や実施上の課題についての協議を通して、卒業後を見据えた指導の充実や通級による指導の普及を図る。

- 対象 県立学校特別支援教育コーディネーター、教育事務所担当者等
- 日程 令和4年10月31日（月）
- 会場 兵庫県民会館けんみんホール
- 内容
  - ・ 特別の教育課程編成に関する協議
  - ・ 実践事例の発表 等

なりたい自分に近づくために様々な支援を受けながらイラストレーターになった

# Hさんの場合

継続支援で備に育じた指導・支援から社会へ

様々な支援を受け、  
人となりが伝わり、  
魅力的な自分になって  
活躍している。

保育所・幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	大学(芸術系)	就職(再就職)
<p>● ごっこ遊びが苦手。 ● 一人で遊ぶことができず、ユニークな動きを繰り返す。 ● 友達と遊ぶことが難しい。</p> <p>➤3歳児健康診察保護者は、保健センターの子育て教室に行くことを勧められた。</p> <p>➔保護者は、保健師によるペアレントトレーニングを受け、長期的な方針がけ等を学ぶことで、家庭での関わりが変え、Hさんの改善が見えた。</p>	<p>● 授業中の全体発表の準備が分らない。 ● 友達が話を聞かずと聞かなくなる。 ● 友達と遊ぶことが難しい。 ● 高学年になり、女子会士の会費についていけず、グループに入れない。</p> <p>➤教員は、エリアコーディネーターに教室環境整備、授業改善のアドバイスを受けた。</p> <p>➤保護者は、但馬支援センターに相談し、高学年立寄りによる個別支援センターで、Hさんが「笑顔をペトラム」で、ADHDの影響を受けた。</p> <p>➤Hさんは、保育所等訪問支援を活用し、療育を受けた。</p> <p>➔教員による療育のUD化により、Hさんは宿題が分かるようになり、書き進めるようになった。</p> <p>➔特に得意な絵画が評価されたことで、自信が育ち、交友が広がった。</p>	<p>● 授業の進め方がわからない。 ● グループ活動などの集団活動が苦手。 ● 忘れ物、欠席が多い。 ● 遅刻が多い。 ● 遅刻が増え、欠席が増え、授業進捗が止まる。</p> <p>➤Hさんは、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けた。</p> <p>➤Hさんは、保護者と兵庫県立特別支援センターで教育相談を受け、学習の工夫や手立てについて、アドバイスを受けた。</p> <p>➤教員は、スクールカウンセラーに相談し、教員・保護者・福祉と連携し、個別支援センターへ通った。</p> <p>➤特別支援専用車が、訪問療育センターと連携し、保護者と教員とで支援方針を調整した。</p> <p>➔家の事情を助けるための授業の工夫方法を先生に相談し、先生がサポートで授業。</p> <p>➔支援方針が1つになり、Hさんの生活が安定。</p>	<p>● 授業が理解できず、先生との距離が近づくため、トラブル。 ● 集まること、場所、人が多い場所が苦手。 ● 授業中に寝る。 ● 授業参加が困難。 ● 授業が楽しくない、自分の世界に没頭する。</p> <p>➤教員は、1対1で専門チームの支援を活用し、専門的なアドバイスを受けた。</p> <p>➤Hさんは、個別支援センターで、個別支援を受け、高学年立寄りによる個別支援センターで受けた。</p> <p>➤本人・保護者・教員で合理的配慮を受け、定期考査を別室受験できるようになった。</p> <p>➤Hさんは、1対1で個別支援を受け、当事者のグループワークに参加した。</p> <p>➤保護者・教員・生活支援センターに連携を相談した。</p> <p>➔コミュニケーション、リラクゼーションの方法を学んだ。</p> <p>➔保護者・保護者を頼り、自己理解を深めた。</p> <p>➔スマホのアプリを活用し、講義参加ができた。</p> <p>➔当事者の会で友達が増えた。</p>	<p>● 就職先でのアルバイトで接客が不安。 ● 人間関係でストレスを感じる。 ● 接客の経験や接客態度が求められる。 ● 接客活動がなくなる可能性がある。</p> <p>➤Hさんは、学生相談室でカウンセリングを受けた。</p> <p>➤就職について、地域の保健福祉センターに相談した。</p> <p>➤就労移行支援事業所による支援を受けた。</p> <p>➔人間関係の悩みが軽減でき、リラクゼーションを生活に取り入れるようになった。</p> <p>➔前住居が狭い、雨のときは雨が降るに気づかずに濡れた。</p> <p>➔山形県に入り、接客を押し進められた。</p> <p>➔コミュニケーションスキルを身に付け、アルバイトを始めた。</p> <p>➔東京府の福祉や保健福祉センターはスマホアプリを活用。</p>	<p>● 就職先で嫌いな人が多く、人間関係が難しい。 ● 人間関係に緊張し、体調が悪くなる。 ● 接客活動がなくなる可能性がある。</p> <p>➤Hさんは、当事者の会で知り合った友人に相談した。</p> <p>➤Hさんは、自治体で相談した。</p> <p>➤保健福祉センターで相談した。</p> <p>➤当事者の会で、接客を押し進められた。</p> <p>➤就職について、ハローワークに相談した。</p> <p>➔当事者の友人を通じて登山サークルに入会した。</p> <p>➔新居を借り、イラストレーターとして再就職した。</p> <p>➔自分で、得意な接客を就労先に入会した。</p>
PRE SCHOOL	ELEMENTARY SCHOOL	Jr. HIGH SCHOOL	HIGH SCHOOL	UNIVERSITY	WORK
引継ぎ 個別的教育支援計画 サポートファイル 等	引継ぎ 個別的教育支援計画 サポートファイル 等	引継ぎ 個別的教育支援計画 サポートファイル 等	引継ぎ 個別的教育支援計画 サポートファイル 中高連携シート 等	引継ぎ 個別的教育支援計画 サポートファイル 合理的配慮により/別室受験 等	

さまざまな関係機関と  
ネットワークを活用して、  
児童生徒の自立と  
社会参加を目指します。



教育

- ・スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・特別支援学校
- ・1対1で専門チーム
- ・兵庫県立特別支援センター
- ・個別支援センター
- ・各府県福祉保健局、兵庫県立自閉スペクトラムセンター、兵庫県立発達障害センター、兵庫県立発達障害センター

- ・各府県の総合福祉センター
- ・兵庫県立特別支援センター
- ・兵庫県立こども発達支援センター
- ・兵庫県立こども発達支援センター
- ・地域の保健福祉センター 等



福祉



保険

- ・地方自治関係の保健福祉課
- ・各府県の保健所
- ・各府県の保健センター
- ・兵庫県精神保健福祉センター
- ・ひまわり総合支援センター
- ・兵庫県こども発達支援センター
- ・発達障害アクト
- ・神戸りこもり支援 等

- ・ハローワーク
- ・地域労働者支援センター
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・生活サポート・トレーニング 等



地域



地域

- ・地方自治関係の保健福祉課
- ・各府県の保健所
- ・各府県の保健センター
- ・兵庫県精神保健福祉センター
- ・ひまわり総合支援センター
- ・兵庫県こども発達支援センター
- ・発達障害アクト
- ・神戸りこもり支援 等

- ・各府県の総合福祉センター
- ・兵庫県立特別支援センター
- ・兵庫県立こども発達支援センター
- ・兵庫県立発達障害センター
- ・地域の保健福祉センター 等



etc.

- ・親の会
- ・地域の活動グループ
- ・地域の会
- ・民間関係の支援相談機関
- ・大学等に設置の支援相談室
- ・養育、青少年支援センター
- ・法テラス 等

実践普及啓発リーフレット

- ④ ICTを活用した自立活動の効果的な指導のあり方調査研究事業 1,395千円(国庫)  
 障害のある児童生徒の主体的な学びを促すため、ICTを活用した自立活動の指導に関する調査研究を実施する。

ア ICTを活用した自立活動の効果的な指導のあり方検討会議の実施

- 構成 10人(学識経験者、学校関係者、保護者等)
- 回数 年3回(6/17、10月、1月)
- 内容 ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方等

イ 研究指定校における調査研究

○ 障害種別の研究指定校

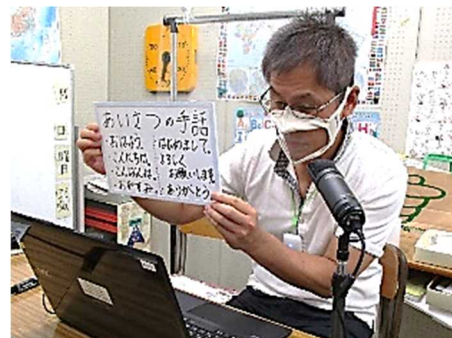
知的障害	姫路しらさぎ (新)むこがわ (新)あわじ
肢体不自由	西はりま (新)神戸
聴覚障害	神戸聴覚 姫路聴覚 豊岡聴覚
LD/ADHD等	(新)阪神昆陽高等学校



ICT を活用した自立活動の効果的な指導リーフレット



歯磨き動画で手順を確認



難聴通級における遠隔システムの活用

ウ ICT活用研究発表会の実施

- 日程 令和4年12月21日(水)
- 会場 県立神戸特別支援学校
- 内容 ・指定校による実践発表  
 ・ICTを活用した自立活動の充実に関する講演・協議 等

## ⑤ 障害に応じたICTの効果的な活用

各学校において、児童生徒の障害による困難の改善・克服するためのICTを活用し、他の児童生徒と共に学ぶ機会の充実に取り組む。

### ア 視覚障害（全盲）のある児童生徒への支援

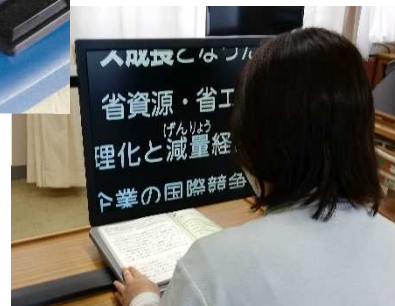
#### ○ 点字ディスプレイ

画面に表示された文字情報が、平坦な表面に穿たれた穴からドットが上がってくることで、リアルタイムに点字を表す端末。

文字を音声化することだけに比べ、点字利用者の内容認識・理解を促進できる。



点字ディスプレイ



拡大読書器

### イ 聴覚障害のある児童生徒への支援

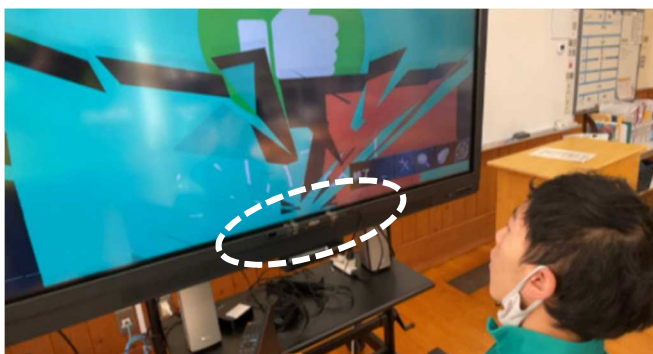
#### ○ 音声認識ソフト

音声を文字化する音声認識ソフト（UDトーク）を活用し、教員の話す内容をPC上で表示したり、板書と並べて投影したりすることで、授業内容の理解を促進できる。

### ウ 肢体不自由のある児童生徒への支援

#### ○ 視線入力による意思伝達装置

視線により選んだ文字をパソコン等に入力する装置。文章作成やテキストの読み上げにより、意思の伝達を促進できる。



大型モニターに装着した状態の視線入力装置



PCに装着した状態の視線入力装置

### エ 知的障害等のある児童生徒への支援

#### ○ ボタンマウスなどの入出力支援装置

マウスによる操作が難しい場合に、ジョイスティックやボタンでカーソルの移動やクリックを代行することにより、パソコンを利用しやすくする。



ジョイスティック付き  
ボタンマウス

## ⑥ 政治的教養を高める教育や消費者教育の充実

選挙権年齢・成年年齢の引き下げを踏まえ、発達段階に応じた自己選択・自己決定が行えるよう、政治的教養を高める教育や消費者教育を充実する。

### ア 政治的教養を高める教育に係る教員実践研修会

- 対 象 県立高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校教員
- 実 施 日 令和4年5月19日（木）
- 内 容 有識者による講演、優れた実践事例の研究協議 等

### イ 消費者教育出前講座

- 講 師 消費者センター消費者教育推進員 等
- 内 容 最新のトラブル事例やその対処方法 等



市選挙管理委員会から借りた記載台と投票箱を使用した  
児童生徒会選挙（和田山特別支援学校）

## 2 交流及び共同学習の一層の充実

### (1) 新 心のバリアフリー推進事業

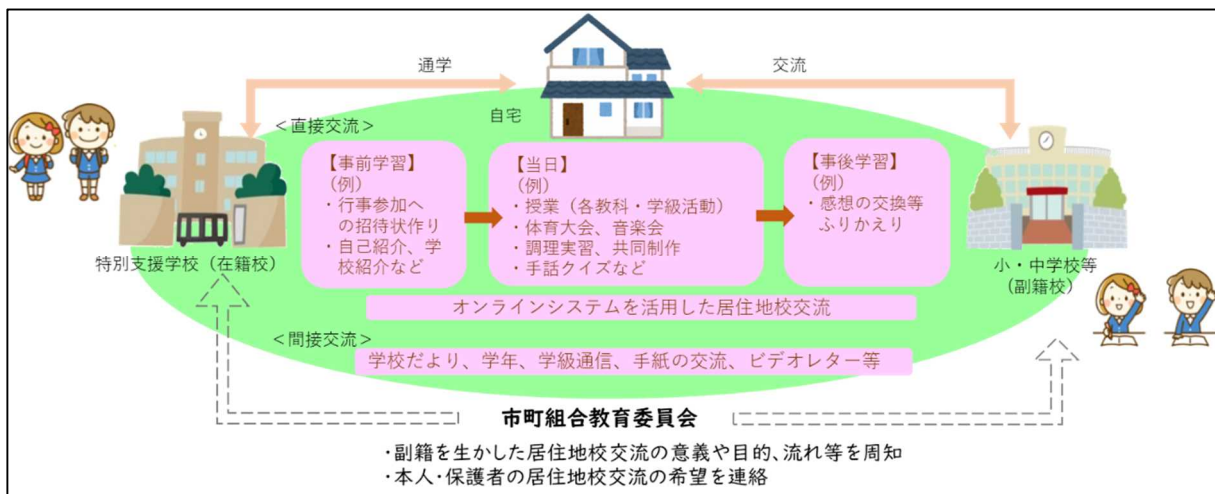
6,367千円

特別支援学校児童生徒の自立と社会参加に向け、地域社会の一員として生きる力を育むため、交流や体験活動を実施する。

#### ① 副籍を導入した居住地校交流の実施

特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住する地域の学校に副籍を置き、居住地校交流を実施することで、居住地域との結びつきを強め、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進する。

- 内 容 ・副籍の導入にかかる理解啓発
- ・副籍の導入運営協議会（教育相談等連絡協議会と兼ねる）
- ・ガイドライン等を活用し、R5年度から全県で実施



副籍を生かした居住地校交流

## ② 交流及び共同学習の実施

### ア 特別支援学校と高等学校（ペア校）との交流及び共同学習

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解を促進し、地域社会の一員として生きる力を共に育むため、県立高等学校と県立特別支援学校の交流及び共同学習を計画的・継続的に実施する。

#### ○ 実施校（特別支援学校及び高等学校 各20校）

	特別支援学校	高等学校（ペア校）
1	視覚	舞子
2	神戸聴覚	神戸高塚
3	のじぎく	三木北
4	神戸	神戸甲北
5	阪神	武庫荘総合
6	こやの里	猪名川
7	芦屋	西宮
8	上野ヶ原	三田祥雲館
9	氷上	氷上
10	いなみ野	農業
11	北はりま	多可
12	東はりま	播磨南
13	姫路聴覚	姫路工業
14	姫路	姫路別所
15	赤穂	赤穂
16	西はりま	龍野北
17	姫路しらさぎ	姫路商業
18	出石	但馬農業
19	和田山	生野
20	あわじ	洲本

### イ 近隣校、居住地校、地域等との交流活動



姫路工業高校と姫路聴覚（工業技術科）  
の交流及び共同学習



地域との茶道体験交流  
(出石)

### ③ 交流及び共同学習に係る協議会の実施

#### ア 交流及び共同学習実施事業運営協議会の開催

- 対 象 実施校20校
- 実 施 日 令和4年5月30日（月）
- 内 容 相互理解や多様性を認め合う交流及び共同学習の在り方 等

#### イ 交流及び共同学習研究協議会の開催

- 対 象 県下の特別支援学校及び高等学校 等
- 日 程 令和4年11月8日（火）
- 会 場 県立姫路特別支援学校
- 内 容 副籍を活用した居住地校交流 等

### ④ 体験活動の実施

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の自立や社会参加を支援するため、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動を実施する。

#### ア 地域等との交流活動

- 対 象 県立特別支援学校28校
- 参 加 者 特別支援学校の幼児児童生徒、近隣の学校園の幼児児童生徒、保護者、地域住民
- 内 容 近隣の学校や福祉施設、地域社会等との幅広い多様な交流活動を実施する。  
(例)・地域とのふれあい交流会(クリスマス会、文化祭等)を通じた地域住民等との交流  
・地域の清掃活動  
・高齢者施設訪問 等

#### イ 自然体験活動

- 対 象 公立特別支援学校の小学部高学年及び中学部の児童生徒
- 期 間 1泊2日～日帰り等
- 内 容 自然散策、乗馬体験、レクリエーション、キャンプファイヤー、天体観測 等



自然体験活動（東はりま）



小学校とのオンラインによる学校間交流  
(いなみ野)



## (2) 高等学校への特別支援学校分教室の設置

### ① 特別支援学校分教室の設置

交流及び共同学習の教育実践成果を踏まえ、教育効果を一層高める交流及び共同学習を実施するため、施設（教室）の確保、教育課程編成上の工夫等環境の整った高等学校に、特別支援学校分教室を設置する。

#### ○ 設置校

設置高等学校	分教室の本校	設置年度
姫路別所	姫路	H23
猪名川	こやの里	H26
武庫荘総合	阪神	H27

#### ○ 取組

- ・授業で共に学習  
情報「文書作成」、音楽「三線」等
- ・学校行事等を合同で実施  
交流文化祭、交流体育祭、マラソン大会等



「地域福祉計画実践」での手話による自己紹介  
(こやの里と猪名川高校)



「表現メディアの編集と表現」での授業交流  
(阪神と武庫荘総合高校)

## 3 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実

幼児児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自立と社会参加に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるキャリア教育の充実に取り組む。

### (1) 職業教育の推進

卒業後の社会生活や職業生活に必要な知識や技能等を身につけるため、発達段階や障害の状態に応じた系統的なキャリア教育を推進する。

#### ① 国家資格取得等をめざした指導

- 対象校 視覚障害特別支援学校高等部本科、専攻科
- 内容 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の国家資格
- R3年度合格実績 延べ5人  
(あん摩マッサージ指圧師3人、はり師1人、きゅう師1人)

② 高等部専門学科・コースの指導

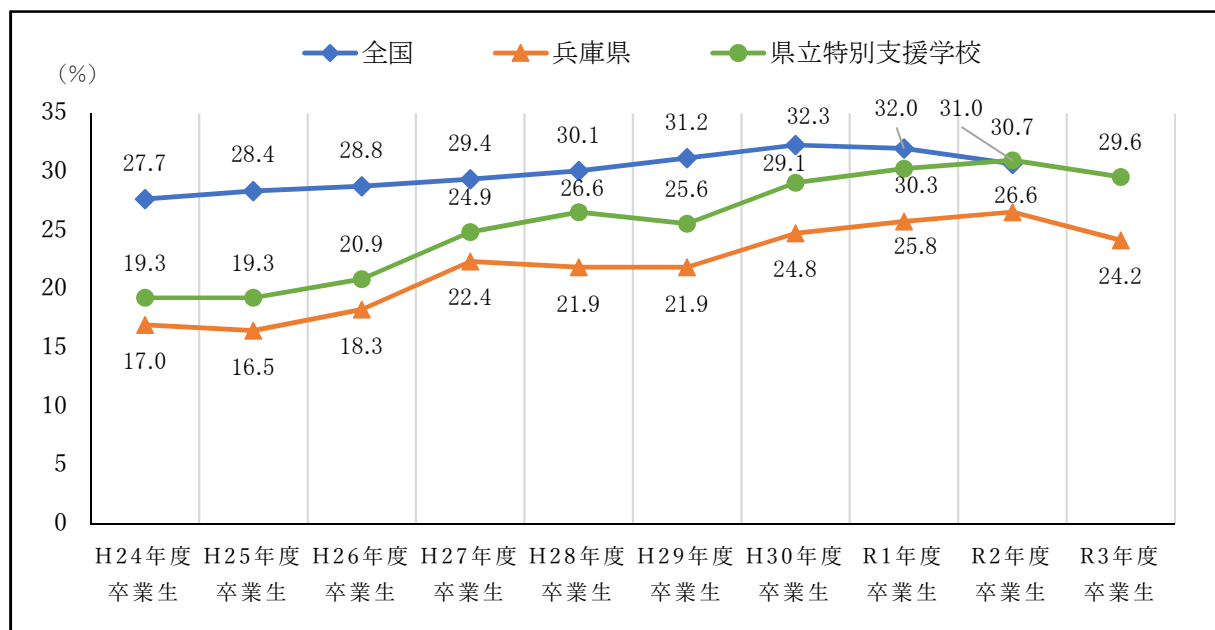
種別	学校名	学科・コース
視覚障害	視覚 本科	保健理療科
	専攻科	保健理療科
	専攻科	理療科
聴覚障害	神戸聴覚 本科	コミュニケーションデザイン科
	専攻科	コミュニケーションデザイン科
	姫路聴覚 本科	工業技術科
	本科	生活デザイン科
	専攻科	生活デザイン科
知的障害	西神戸高等	職業科
	阪神昆陽	職業科
	高等	職業科
	播磨	就業技術科
	阪神 分教室	職業コース
	こやの里 分教室	社会・職業コース
	姫路 分教室	職業コース
肢体不自由	播磨	総合ビジネス科

〔参考〕 県立特別支援学校高等部卒業生の進路状況（R3実績）

卒業生数	進学者		教育訓練 機関等	就職者	社会福祉施設 等入所・通所者	在宅 その他
	大学	専攻科				
710人	(0.6%) 4人	(0.1%) 1人	(3.5%) 25人	(29.6%) 210人	(61.3%) 435人	(4.9%) 35人

注 下段は人数、上段はその割合を記載

〔参考〕 特別支援学校高等部卒業生の就職率の推移【学校基本調査】



## (2) キャリア教育・就労支援推進事業の実施

12,682千円

特別支援学校高等部卒業生の一般就労率引き上げを目指すため、企業の人事担当者等からの就職に向けた指導助言、実践的・段階的な作業学習・現場実習の拡充、認定資格の開発等、地元企業と連携した取組を推進するとともに、社会のニーズに応じた今後のキャリア教育のあり方を検討する。

### ① 特別支援学校就職支援推進会議の開催

- 構成 16人（学識経験者、企業・就労支援関係者、保護者等）
- 回数 年1回（2月）
- 内容 ・兵庫県特別支援学校技能検定の取組  
・企業・関係機関等と連携した推進方策 等

### ② 新 兵庫県立特別支援学校キャリア教育あり方検討会議の開催

- 構成 8人（学識経験者、学校関係者、保護者等）
- 回数 年3回（6/27、9月、11月）
- 内容 ・これまでの特別支援学校技能検定等の取組の評価・検証  
・今後のキャリア教育のあり方 等

### ③ 就職支援コーディネーターの配置

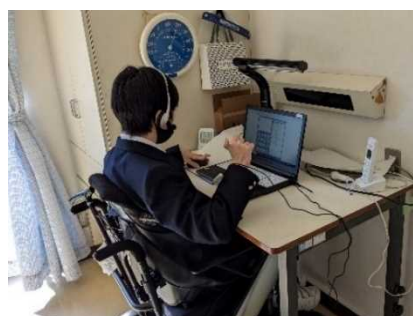
- 配置校 県立阪神昆陽特別支援学校  
県立姫路特別支援学校分教室 各1名
- 内容 ・実習先確保、就職先開拓、企業等との連携強化  
・他校への情報発信 等

### ④ 実践的な職業教育の実施

- 実施校 県立特別支援学校26校  
(高等部を設置するすべての県立特別支援学校)
- 内容 ・外部人材等の参画による授業改善  
・就労先で求められる職務内容の実践的・段階的作業学習  
喫茶サービス(接客)、ビルクリーニング(清掃)、物流・品出し(商品陳列)、パソコン(事務補助)等



外部人材の参画による授業改善  
(西神戸高等)



オンラインによる面接、実習  
(和田山)

### ⑤ 兵庫県特別支援学校技能検定の実施

- 実施校 高等部を設置する全県立及び神戸市立特別支援学校
- 実施分野 喫茶サービス（接客）、ビルクリーニング（清掃）  
物流・品出し（商品陳列）、パソコン（事務補助）
- 内 容 ・生徒が実践的・段階的作業学習で身に付けた技能等を審査評価し、公的に証明する認定証（1～10級）を交付  
・指導内容を解説した手引きや動画を活用した指導の標準化
- 検定部門別実施計画

部 門	種目数	月 日	会 場	受検申込者数
喫茶サービス	1	7/28 外6日	芦屋 外6会場	170人
ビルクリーニング	3	7/26 外7日	神戸市立 いぶき明生 外6会場	506人
物流・品出し	1	7/27 外6日	赤穂 外6会場	198人
パソコン	3	学校ごとに設定	各 校	1,014人
合計				1,888人

注 受検申込者数は、延べ人数を記載



喫茶サービス部門



ビルクリーニング部門



物流・品出し部門

#### 〔参考〕 技能検定部門別認定数（R3実績 延べ人数）

部 門	種目数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6～10級	合計
喫茶サービス	1	30	43	36	34	14	11	168
ビルクリーニング	3	14	77	145	91	74	61	462
物流・品出し	1	24	48	57	34	17	11	191
パソコン	3	83	101	92	139	113	279	807
合計		151	269	330	298	218	362	1,628

## II すべての教職員の学びの継続による専門性の向上

チームとしての校内外支援体制を充実させるため、すべての教職員の指導力向上を図るとともに、地域・市町の中核となるエリアコーディネーターを育成する。

また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%及び特別支援学級担任等の特別支援学校教諭等免許状保有率向上を図る。

### 1 発達障害等に関する指導力の向上

多様な学びの場における特別支援教育の充実及び専門性の向上を図るため、県立特別支援教育センターにおいて、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の習得に関する研修講座及び障害種別に応じた研修講座を実施する。

(1) すべての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修の実施 374千円

#### ① 特別支援教育センターにおける研修

インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を踏まえ、兵庫県教員資質向上指標に基づき、発達障害を含む各障害種別に関する基礎的・専門的事項について研修を実施する。

#### ア 指導力を高める職務研修

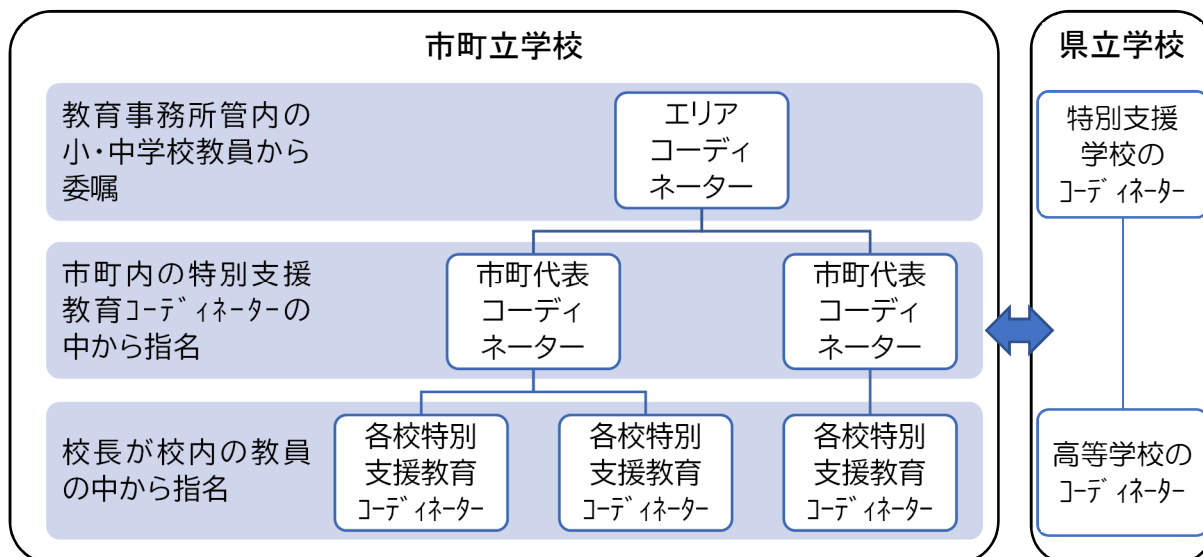
講座名		講座数	対象教員等	受講者数
リーダー研修	◆エリアコーディネーター育成講座 ※1	1	小中学校の特別支援教育コーディネーター	145人
	◆次世代コーディネーター育成講座 ※2	1	高等学校の特別支援教育コーディネーター	165人
		1	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	40人
	◆自立活動リーダー育成講座	1	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	40人
新任特別支援学級担当教員等研修		6	新任特別支援学級担当教員	600人
◆通級指導教室担当教員等研修		3	通級指導教室担当教員	250人
教職経験者研修	◆初任者研修校外研修	22	特別支援学校新規採用教員	82人
	◆教職経験者（2年次）研修	3	特別支援学校採用2年目の教員	86人
	◆教職経験者（3年次）研修	2	特別支援学校採用3年目の教員	75人
	◆中堅教諭等資質向上研修	10	特別支援学校採用11年目の教員	88人
計		50		1,571人

注 講座名に◆を付している研修は悉皆研修を示す。

※1 各教育事務所で委嘱するエリアコーディネーターを育成するため、各市町の代表コーディネーターを対象に実施

※2 特別支援教育推進にかかるリーダーを育成するため、高等学校と特別支援学校から各校1人を対象に実施

〔参考〕特別支援教育コーディネーターの位置づけ



イ 選択研修

講座名	講座数	対象教員等	受講者数
・障害のある子どもと歩む保護者の理解 ・効果的なICT活用（基礎・実践） ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた国語指導 等	13	幼・小・中・高・ 特の教職員	960人

注 別途、研修の動画配信講座を定員を設けず募集

ウ その他研修

研修名	回数	対象教員等	参加人数
学校等からの要請に応じた訪問研修（R3実績）	16	公立学校教職員、市町組合教育委員会担当者 等	836人

② チームとしての校園内支援体制充実研修の実施〔管理職〕

すべての管理職が、共生社会の実現に向けリーダーシップが発揮できるよう管理職研修会等を実施する。

## (2) カウンセリングマインド研修の実施

いじめ等問題行動の各校の個別事案に適切に対応するため、全教職員対象のいじめ等に係る認知能力及びカウンセリング能力の向上を図る研修を実施する。

### ① 全県カウンセリングマインド研修（年1回）

- 対 象 各県立学校1名（いじめ対応チーム構成員等）
- 時 期 6月～8月

### ② 校内カウンセリングマインド研修

- 対 象 全教職員
- 回 数 年1回以上

## 2 専門性確保に向けた取組の推進

特別支援学校等における専門性確保を図るため、学校園の中核となる人材育成や免許状保有率の向上等に取り組む。

### (1) 学校園の中核となる人材育成のための専門性向上研修の充実

特別支援教育の中核となる人材を育成するため、特別支援教育センターや独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下、「特総研」という。）等での研修により、高い専門性を持つ学校・地域のリーダーを育成する。

#### ① エリアコーディネーター育成講座の実施【再掲】

#### ② 特別支援教育にかかる教員長期研修派遣事業の実施

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、指導力と資質向上を図るため、教員を大学、特総研等に派遣する。

- 対 象 公立学校教員で、原則として教職経験年数5年以上（特総研は3年以上）、50歳未満の者
- 人 数 8人
- 期 間 1年間（特総研は2ヶ月）
- 派 遣 先 京都教育大学、岡山大学、神戸大学大学院、特総研
- 活 用 特別支援学校管理職・特別支援教育コーディネーター・エリアコーディネーター等として配置、校内外研修における研修講師 等

#### ③ 学級経営（特別支援教育）研究会の開催

各教育事務所管内における特別支援教育に係る課題や小・中学校の特別支援学級の経営について協議するため、地域別に学級経営研究会を開催する。

- 対 象 公立小・中学校の特別支援学級担当教員等
- 時 期 R4年7月～R5年1月
- 会 場 県下6地区（教育事務所ごと）

#### ④ 特別支援学校教務担当者等研究協議会等の開催

特別支援学校学習指導要領についての理解を深め、教育課程の編成や実施上の課題等について協議するため、研究協議会を開催する。



障害種別分科会

- 対 象 特別支援学校の管理職、  
教員、市町組合教育委員会  
担当者等
- 日 程 令和4年11月15日（火）
- 会 場 のじぎく会館

#### ⑤ 県立校と市立校との人事交流の促進

特別支援教育の中核となる教員養成及び学校としての専門性確保のため、県立特別支援学校と市町立小・中学校の双方向の人事交流を促進する。

- R4年度実施人数 県立特別支援学校から市町立小・中学校へ 2人  
市町立小・中学校から県立特別支援学校へ 7人

#### (2) 特別支援学校教員の当該種別免許状保有率100%に向けた取組等の推進

特別支援学校における教育の専門性を確保するため、特別支援学校教諭等免許状保有率100%に向け取り組む。

- 免許状保有率 86.8%（R3年度） ※全国平均86.5%
- 認定講習の実施
  - ・ 科 目 8科目（特別支援教育基礎論、障害児の心理・指導法 等）
  - ・ 定員総数 442人
- 免許保持者の採用  
特別支援学校教員の募集人員 100人（R3実施：100人）



### Ⅲ 教育環境整備の推進

「県立特別支援学校における教育環境整備方針（令和3年度策定）」等に基づき、特別支援教育の充実に向けた教育環境整備を推進する。

#### 1 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応

##### (1) 障害の特性に応じた教育環境の充実

###### ① 特別支援学校医療的サポート推進事業の実施 94,713千円（一部国庫）

日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう、県立特別支援学校及び高等学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに、看護師を配置する。

- 対象 対象児童生徒が在籍する県立学校16校
- 配置人数 70人
- 内容 たんの吸引、経管栄養、気管切開部の管理、酸素吸入 等

###### ② 看護師等研修の実施

学校で医療的ケアを実施する看護師等について、病院とは異なる環境で他職種と協働するための研修を実施する。

- 対象 県立学校に配置する看護師、養護教諭、管理職等
- 回数 年2回（7/26、12月）
- 内容 ・学校に勤務する看護師の役割  
・学校における医療的ケアへの対応 等

###### ③ ICTを活用した自立活動の効果的な指導のあり方の調査研究事業【再掲】

###### ④ 障害に応じたICTの効果的な活用【再掲】

##### (2) 学校や地域の実情等に応じた課題への適切な対応

###### ① スクールカウンセラー等外部専門家の配置 7,115千円

特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修（校内研修）を実施する。

- 対象校 小・中・高等部を設置する県立特別支援学校 27校  
(こばと聴覚を除く)
- 派遣回数 高等特別支援学校4校：年間22回  
それ以外の特別支援学校：年間14回
- カウンセリングマインド研修【再掲】

## ② スクールロイヤーの配置

県立学校に寄せられる様々な要望・問題に対し、直接スクールロイヤーから法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援する。

- 回数 週1回
- 内容 ・教育委員会、学校における日常的な法律相談  
・重大事案・事故等発生時における指導・助言 等

## ③ 高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援対策の実施 13,570千円

教育上特別な支援を必要とする生徒に対して、障害による困難を克服するための教育環境を整備するため、学校生活で支援が必要な生徒が在籍する県立高等学校に支援員を配置し、学校生活や学習活動を支援する。

- 配置人数 9人
- 内容 ・学校生活支援員 7人(7校)  
・学習活動自立支援員 2人(2校)

## 2 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進

### (1) 特別支援学校狭隘化への対応

知的障害を対象とした特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応するため、阪神地域において、むこがわ特別支援学校及び阪神北地域新設特別支援学校(仮称)の整備を推進するとともに、東播磨地域における狭隘化対策を検討する。

#### ① むこがわ特別支援学校の整備 2,152,672千円(一部国庫)

- 設置場所 西宮市田近野町(旧尼崎市立尼崎養護学校)
- 開校(設)時期 R4年4月(小・中学部)、R6年4月(高等部)  
R8年4月(聴覚部門)
- 障害種別 知的障害(小・中・高等部)、聴覚障害(保育相談部、幼稚部)
- 児童生徒数 知的障害 240人、聴覚障害 42人
- 通学区域 知的障害(西宮市南東部)、聴覚障害(県下全域)
- 総事業費 約72億円
- スケジュール  
R4年度 小・中学部開設  
R4～6年度(新校舎建築工事)  
R6年度 高等部開設  
R7年度(知的部門新校舎供用開始)  
(既存校舎解体撤去、グラウンド等整備)  
R8年度 聴覚部門開設、全面供用開始



[むこがわ特別支援学校 完成イメージ図]  
※上記イメージ図は基本設計段階のものであり、今後変更される可能性があります。

② 阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の整備

1,303,230千円（一部国庫）

- 設置場所 川西市丸山台
- 開校時期 R6年4月
- 障害種別 知的障害（小・中・高等部）
- 児童生徒数 120人
- 通学区域 川西市、猪名川町
- 総事業費 約33億円
- スケジュール R4～5年度 建築工事等



阪神北地域新設特別支援学校（仮称）完成イメージ図

③ 東播磨地域の狭隘化対策

地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め、整備手法を検討する。

(2) **新** 統合後の新しい学校像検討会議の開催

幼児児童生徒の自立と社会参加をめざしたより質の高い教育を実現していくため、県立豊岡聴覚特別支援学校と県立出石特別支援学校の発展的統合に向けた新しい学校像を検討する。

- 構成 16人（学識経験者、学校関係者、保護者代表、医療機関、行政関係者等）
- 回数 年4回（5/27、8/3、9月、10月）
- 内容 両校の課題や幼児児童生徒の多様なニーズを踏まえつつ、教育内容や施設・設備の充実、統合の時期等を検討

(3) 福祉と連携した施設整備

地域における障害者スポーツ推進拠点整備事業（健康福祉部障害福祉局所管事業）を活用し、障害者スポーツ団体等に開放するために必要な体育館、グラウンド等体育施設のバリアフリー化整備を計画的に行う。

- 対象校 兵庫県障害者スポーツ協会と施設開放の連携協定を締結した特別支援学校 19校

## 2 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）

### I 関係機関との連携による支援の充実

特別な支援を必要とする障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校との連携によるエリアコーディネーターを核とした支援体制の強化や、市町組合教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を深める。

#### 1 教育機関との連携

##### (1) 校園内支援体制の強化等に資するセンター的機能の充実

障害のある児童生徒が必要とする支援の多様化に対応するとともに、小・中学校等が主体的に判断・解決できる学校解決力を高めるため、特別支援学校を核とした連携を強化し、特別支援学校のセンター的機能の充実に取り組む。

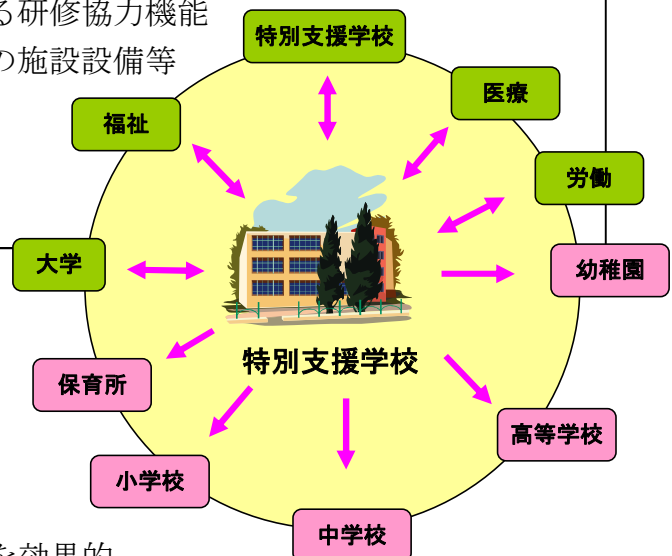
##### 特別支援学校のセンター的機能

###### (1) 機能

- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
- ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ・ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ・ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

###### (2) 相談件数

延べ10,482件（R3実績）



##### ① 「支援マップ」の活用

特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割を地域別、機能別に示した「支援マップ」を活用する。

## ② 特別支援学校ネットワーク連絡会議の開催

異なる障害種別の特別支援学校間の連携を図り、専門性を相互に生かしあうことにより、障害のある幼児児童生徒の多様な支援に対応するため、地域ごとにネットワーク会議を開催する。

- 対 象 特別支援学校の特別支援教育コーディネーター（教育事務所単位）
- 内 容 ・ 地域ニーズを踏まえた効果的な支援の在り方についての協議  
・ 地域支援ネットワークづくりのための体制整備と連絡調整  
・ 関係機関等との連携による支援及び相談体制の整備

## ③ 特別支援教育センターにおける教育相談の実施

障害のある幼児児童生徒に対して、適切な情報提供や指導助言を行うため、教育相談を実施する。

### ア 障害のある幼児児童生徒のための教育相談

- 担 当 者 相談員16人（専門分野：児童精神科3人、小児科3人、教育学3人、教育心理学5人、心理学2人）及びセンター職員
- 内 容 ・ 就学等に関する情報提供、指導助言、発達検査の実施  
・ LD、ADHD等に関する相談・支援 等
- 相談方法 面談・電話（078-222-3604）
- 相談場所 県立特別支援教育センター（神戸市中央区坂口通2丁目1-1）
- 相談件数 315件（R3実績）
- そ の 他 ひょうご発達障害者支援センター及び県立こども発達支援センター等との連携

### イ 学校への「ひょうご専門家チーム」の派遣

- 構 成 LD、ADHD等に関する専門知識を有する教育・医療・心理関係者
- 派遣件数 9件（R3実績）
- 派遣内容 困難事例について、学校園及び市町組合教育委員会から要請により、専門家チームを派遣し教員等へ指導助言



教育相談リーフレット

## (2) エリアコーディネーターを核とした支援体制の構築

### ① インクルーシブ教育システム構築に向けた市町支援

障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、適切な就学先決定や合理的配慮を行うため、教育事務所による市町への指導・助言等の支援を行う。

#### ア 広域特別支援連携協議会の開催

- 構成 27人（学識経験者、関係機関、教育関係者 等）

#### イ **新** 学校問題サポートチームの設置

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置する。

- 配置場所 教育事務所（6ヶ所）
- 構成 チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー（臨床心理士等）スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

#### ウ エリアコーディネーターの委嘱

小・中学校の通常の学級における、学級づくりや校内資源の活用方策を含めた校内支援体制への助言を行うため、専門性の高い小・中学校教員にエリアコーディネーターを委嘱する。

- 委嘱人数 12人（小・中学校教員の中から事務所ごとに委嘱）
- 内容 ・通常の学級における学級・授業・環境づくりへの助言  
・校内資源の活用方策を含めた校内支援体制への助言 等

#### エ エリアコーディネーター育成研修の実施【再掲】

## 2 保健・福祉機関との連携

### (1) 就学前からの教育相談・支援による適切な就学の推進

#### ① 市町教育相談等連絡協議会の開催

障害のある児童生徒の特性に応じた、市町における就学前からの教育相談・支援体制の充実にに向けた支援を行う。

- 構成 市町組合教育委員会特別支援教育担当者、教育事務所特別支援教育担当者及び特別支援教育推進員
- 実施日 令和4年4月27日（水）
- 会場 兵庫県福祉センター
- 内容 特別支援学級担当教員や通級指導担当教員等の指導力向上等に関する協議及び実践発表 等

## (2) 一貫した切れ目ない相談・支援体制の構築

地域で切れ目なく支援を受けられるよう、個別の教育支援計画について、保護者や医療、保健・福祉、労働等の関係機関等との連携を推進する。

### ① 特別支援連携協議会の設置

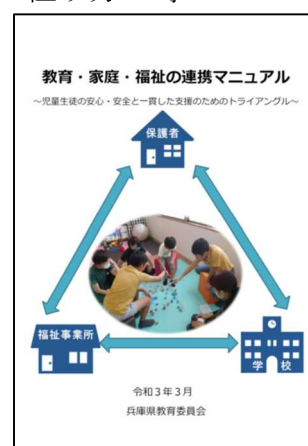
医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、乳幼児期からの一貫した支援体制を構築するため、特別支援連携協議会を設置する。

- 会 議 ・ 広域特別支援連携協議会（県） 年1回【再掲】
  - ・ 地域特別支援連携協議会（各教育事務所） 年1～2回
  - ・ 市町特別支援連携協議会（各市町） 年1～2回
- 内 容 ・ サポートファイル及び個別の教育支援計画の活用
  - ・ 支援の主体が替わる就学移行期の引継ぎの在り方 等

### ② 教育・家庭・福祉との連携の推進

「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所等との連携など、学校・家庭・福祉における一貫した支援を組織的・継続的に推進する。

- 内 容 ・ 連携マニュアルの周知及び積極的活用の推進
  - ・ 理解啓発動画の配信



教育・家庭・福祉の  
連携マニュアル（R3.3）

## 3 医療機関との連携

医療技術の進歩により、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が増加するとともに、高度医療を必要とする幼児児童生徒も通学が可能となっていることから、小児医療や在宅医療等の知見を活用した医療的ケアの安全な実施体制を整備する。

### (1) 兵庫県医療的ケア運営協議会の開催

兵庫県内の学校における医療的ケアの実施体制の充実や実施上必要な事項を協議するため、運営協議会を設置する。

- 構 成 学識経験者、教育・医療・行政関係者、保護者代表等
- 回 数 年3回（7/14、9月、11月）
- 内 容 ・ 関係機関と連携した医療的ケア実施体制の充実
  - ・ 医療的ケア児支援法を踏まえたガイドラインの改訂



「学校における医療的ケア」  
リーフレット（R3.2）

#### 4 労働機関との連携

障害のある生徒等が、将来の進路を主体的に選択できるよう、企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携した相談・支援体制の整備及び企業や保護者等への理解促進に取り組む。

##### (1) 特別支援学校就職支援推進会議の開催【再掲】

##### (2) 就職支援コーディネーターの配置【再掲】

##### (3) 企業関係者等への理解促進

企業等への理解啓発とともに、生徒の多様なニーズにマッチする就業体験先の開拓に取り組む。

###### ○ 内 容

- ・技能検定や企業内実習の協力依頼に関するリーフレットを県経営者協会等に配布
- ・全国障害者雇用協会や中小企業家同友会等と連携した企業説明会や学校見学会を開催



技能検定リーフレット



企業内実習協力依頼リーフレット

#### 5 地域住民との連携

障害のある幼児児童生徒が卒業後も地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域との連携・協働を進め特別支援教育の理解促進に取り組む。



## II 特別支援教育に関する理解啓発

共生社会の実現をめざして、特別支援教育に関する理解啓発を推進する。

### 1 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる取組の推進

#### (1) みんなのアート展（兵庫県特別支援学校等作品展）の開催

県内の特別支援学校の幼児児童生徒が、多彩な才能を発揮する機会とするとともに、県民に特別支援教育への理解啓発を促進するため、作品展を開催する。

○ 会 期 12/7～12/11

○ 会 場 県立美術館ギャラリー棟

○ R3実績

- ・ 出品点数 2,603点（絵画、彫刻、陶芸、書道、工芸等）
- ・ 来場者数 405人



兵庫県知事賞「オーロラスターワールド」  
大貫雄也（神戸聴覚）



R3年度 みんなのアート展会場  
（県立美術館ギャラリー棟）

#### (2) 青空市場（県立特別支援学校高等部作品販売会）の開催

作業学習で生徒が作成した作品を販売する活動を通して、生徒の就労へ向かう意欲を高めるとともに、特別支援学校における職業教育について、県民に理解啓発を図るため、販売会を開催する。

○ 日 程 令和4年11月3日（木・祝日）

○ 会 場 しあわせの村

○ R3実績

- ・ 参加校数 県立特別支援学校9校
- ・ 来場者数 約1,600人



R3年度 青空市場（県立特別支援学校高等部作品販売会）

### (3) 「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアムの開催

障害者の生涯学習支援について、関係機関が連携コンソーシアムを開催することにより、障害者の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークの構築を目指す。

- 構成 大学、特別支援学校、社会福祉法人、民間企業、障害者の生涯学習の機会を提供する団体等
- 回数 年2回
- 内容 障害者の生涯学習の支援に関すること

**学校で学び合い 地域で学び合い 生涯学びつづける**

～誰もが、障害の有無にかかわらず 共に学び、共に生きる 共生社会の実現に向けて～

兵庫県では、障害のあるなしに関わらず、誰もが共に学び続けることのできる共生社会の実現をめざしています。  
障害のある方がそれぞれのライフステージで夢を持って学び続けることができるよう、教育、福祉等の関係者がスクラムを組みます。このような取組に、ご協力ください。

**学校で学び合う**  
同年代の友だちとの学校間の交流、居住地の友だちと居住地区校交流等をおこなって、学び合います。

**地域で学び合う**  
地域の方の出席授業や地域の夏祭り・秋祭りなど各種のイベントでの交流等をおこなって、学び合います。

**生涯学びつづける**  
学校卒業後も障害のある方が生涯を通じて学び続けられる社会を目指すことで、障害のある方の社会参加・活躍を推進します。

**学校で学び合う**      **地域で学び合う**

**リーフレットの構成**

- P.4 ① 学校での学び
- P.7 ② 学校の外での学び
- P.10 ③ 共に生きる社会に関するQ&A
- P.11 ④ 障害者のネットワーク
- P.12 ⑤ 相談機関等一覧

交流及び共同学習 (高等学校)

盲い聴覚学生と小学生の交流

書道パフォーマンス

**兵庫がめざす 特別支援教育と障害者の生涯学習**

すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境

すべての学校において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができる。

幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供

障害のある幼児児童生徒が、個別的教育支援計画等の明確さにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができる。

**縦の連携**

切れ目ない一貫した支援

学校における支援の効果をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が、保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができる。

**横の連携**

本人 関係機関

兵庫県特別支援教育第三次推進計画イメージ図

障害のある方の学習機会の充実

障害者権利条約の批准等を踏まえ、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び合える学習機会を提供するため、関係機関や団体との連携を図る。

生涯を通じた学びの充実

取り組み方策

障害のある方の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークを形成しモデル化していく。

↓

障害のある方が様々な学びの機会に参加できる場を創り、広え、広げていく。

↓

- ・各地域で障害のある方の社会参加と活躍を推進する。
- ・各地域における支援人材の増加と障害への理解を推進する。
- ・障害のあるなしにかかわらず暮らしやすい共生社会の実現をめざす。

リーフレット「学校で学び合い 地域で学び合い 生涯学びつづける  
～誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、共に生きる共生社会の実現に向けて～」

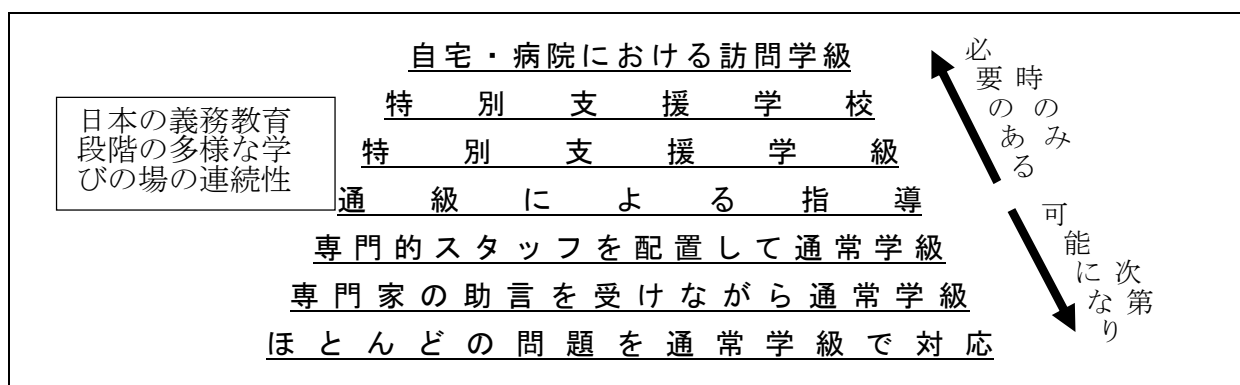
## 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築の動き

我が国は、国連総会において採択（平成18年12月）された「障害者の権利に関する条約」の批准し、同条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、国内法の整備を進めている。

### ※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。



### (法整備の状況)

#### ○ 障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供

平成25年 6月 障害者差別解消法制定（平成28年 4月施行）

平成28年 3月 県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
対応要領策定

令和 4年 6月 事業者に対して合理的配慮提供の法的義務を課すなどの改正公布

#### 「合理的配慮」の提供にあたって

- ・ 障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるよう、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、発達段階を考慮しつつ、意思の表明等に基づく、合意形成を図ったうえで提供される。

#### ○ 特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成

平成28年 6月 発達障害者支援法一部改正（平成28年 8月施行）

平成29年 3月 学習指導要領（小・中学校）公示（令和元年 4月小学校、令和 2年  
4月中学校実施）

平成30年 3月 学習指導要領（高等学校）公示（令和 4年 4月より学年進行で実施）

- **高等学校における通級による指導の制度化**  
平成28年12月 学校教育法施行規則一部改正（平成30年4月施行）
- **家庭と教育と福祉の一層の連携推進**  
平成30年3月 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告  
平成30年8月 学校教育法施行規則一部改正（保護者や医療、福祉、保健、労働等関係者と連携した個別の教育支援計画作成に関する規定を追加）
- **学校における医療的ケアの今後の対応**  
平成31年2月 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ  
〔・総括的な管理体制構築のための医療的ケア運営協議会設置  
・重要事項に関するガイドライン策定〕
- **難聴児本人及びその家族に対する早期支援実施のための方策**  
令和元年6月 厚労省と文科省による「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」  
令和4年2月 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針策定  
〔・難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備〕
- **連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備の着実な推進**  
令和3年1月 中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」  
〔・障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化  
・特別支援教育を担う教師の専門性向上  
・関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実の推進〕
- **医療的ケア児及びその家族が安心して子供を生み、育てることができる社会の実現**  
令和3年6月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律制定（9/18施行）  
〔・医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援の実施  
・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携による切れ目ない支援の実施〕
- **障害のある子どもの学校や学びの場の適切な選択**  
令和3年6月 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」改訂

## 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の関係法令等

### ○ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

**第72条** **特別支援学校**は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

**第74条** **特別支援学校**においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

**第81条** **幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校**においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

※ この条文が、特別支援教育はすべての学校園において行われることの根拠規定となっている。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級**を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

### ○ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

**第140条** **小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校**において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（略）特別の教育課程によることができる。

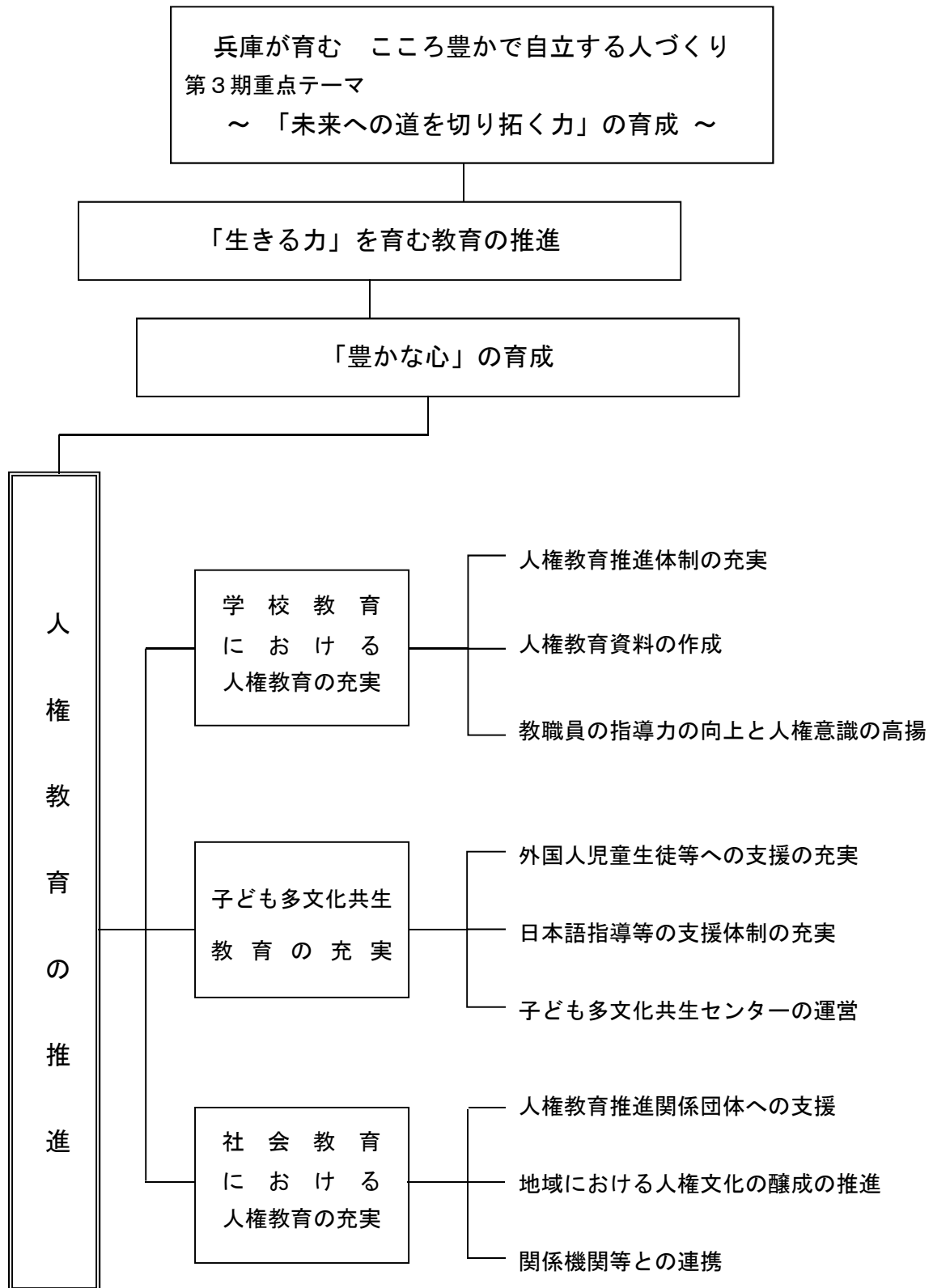
- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
- 7 注意欠陥多動性障害者
- 8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

※ この条文が、**通級による指導**の根拠規定となっている。

【県立特別支援学校における教育環境整備方針】障害種別ごとの取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	取組の方向
視覚	1校	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流</li> <li>・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討</li> </ul>
聴覚	5校	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用の充実 →保健医療福祉と連携したリストップ<sup>®</sup>支援体制 関係機関との連携を強化（外部人材）</li> <li>◎むこがわ特別の整備 （阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備）</li> <li>◎豊岡聴覚と出石特別の統合を検討 （但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化）</li> <li>・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流</li> </ul>
知的	22校	地域により増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭隘化解消）</li> <li>◎阪神北地域新設の整備（こやの里特別の狭隘化解消）</li> <li>◎いなみ野及び東はりまの対応の検討 （地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討）</li> <li>◎出石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲） （小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実 等）</li> <li>・障害児入所施設隣接校の対応 （在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討）</li> <li>・高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討 （同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討）</li> </ul>
肢体	4校 (知肢併置)	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済</li> <li>・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用）</li> <li>・知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアの対応</li> <li>・のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ</li> <li>・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討</li> </ul>
病弱	1校 (院内2)	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>○のじぎく特別に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院内）の設置を検討 （施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保）</li> <li>・上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）</li> </ul>

令和4（2022）年度 人権教育課 施策体系表



## 人権にかかわる課題に対する人権教育の推進

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、他者と共生する態度を育成するため、人権にかかわる課題に対する人権教育の推進を図る。また、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめの防止等の今日的な人権課題を取り上げ、指導を行う。

### [参考]

個別の人権課題（「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月～））

No.	課題
1	女性（男女共同参画、DVなど）
2	子ども（いじめ、児童虐待など）
3	高齢者
4	障害者
5	同和問題
6	アイヌの人々
7	外国人
8	H I V感染者・ハンセン病患者等
9	刑を終えて出所した人
10	犯罪被害者等
11	インターネットによる人権侵害
12	北朝鮮当局による拉致問題等
13	その他（性的指向、人身取引、ホームレス等）



## I 学校教育における人権教育の充実

人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていくために、学校における教育活動全体を通じて人権教育を推進する。

### 1 人権教育推進体制の充実

人権教育を推進していくために、教職員が一体となって人権教育に取り組む校内推進体制を整える。

#### (1) 県立学校訪問指導

指導主事等が県立学校を訪問し、学校の実態把握と人権教育の指導の充実を図る。

ア 内 容 研究授業、研究協議、取組内容及び諸課題等調査 等

イ 対 象 36校 (R3 35校)

#### (2) 人権教育の研究推進

校内推進体制を確立し、組織的、計画的な取組を推進する。

##### ア 人権教育研究指定校事業の実施

300千円

生徒に人権の意義を理解させ、生徒の自己有用感の向上や自分や他者の人権を大切にする心の育成、具体的な態度や行動につなげるために、幅広い観点から実践的な研究を行う。

##### (ア) 指 定 校

学校名	研究主題
県立西宮南高等学校	多文化理解を通じた自他を尊重する共生社会の実現に向かう生徒の育成

##### (イ) 指定期間 令和4年度（1年間）

##### (ウ) 事業内容

- 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践的な研究を行う。
- 教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための調査研究の実施

##### イ 人権課題に対応した人権教育研究事業の実施

新たな人権課題の解決に向けた実践的な研究を行う。

##### (ア) 研究推進校9校

※今年度は新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についても研究を行う

教育事務所	学校名	研究主題
阪神	尼崎市立鷺波小学校	「児童の自尊感情を育み、心豊かにたくましく生きる力の育成」～自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることをめざして～
	三田市立武庫小学校	「子どもの学ぶ権利を守るための適切な教育環境づくり」～楽しい仲間、楽しい授業、楽しい学校～
播磨東	明石市立大観小学校	「未来に向かい今をたくましく生きる子どもの育成」～自らをみつめ仲間と協働する授業の構築～
	多可町立八千代中学校	「思いやりの心を持ち、互いに認め合い支え合う生徒の育成」～自律・自立を促し、自尊感情を高める～
播磨西	姫路市立谷外小学校	「伝え認め合い 共に伸びる児童の育成 ～豊かな表現力を身につけるためのわかる授業づくり～」
	宍粟市立一宮北小学校	「人の多様性を受け入れ、励まし支え合う力の育成」～性的マイノリティの課題克服に向けた授業づくり～
但馬	養父市立広谷小学校	「明日もまた行きたいと思える学校づくり」～差別に気付き、解消に取り組める児童の育成をめざして～
丹波	丹波篠山市立篠山東中学校	「相互に人権を尊重し合う社会の実現に向けて、自ら判断し行動できる生徒の育成をめざして」
淡路	南あわじ市立阿万小学校	「ともに生きる仲間づくり」～人権課題について、主体的に考え、判断し、解決しようとする態度を育てる～

- (イ) 指定期間 令和4年度（1年間）
- (ウ) 事業内容
  - a 新たな課題に対応した指導内容・方法に関する研究
  - b 新たな課題に対応した人権教育資料の活用に関する研究 等

## 2 人権教育資料の作成

児童生徒の発達段階に応じた人権教育資料等を作成し、効果的な活用を図る。

### (1) 児童生徒用資料及び教師用活用の手引き

- ア 就学前用人権教育資料「ほほえみ」 [令和3年度改訂]
- イ 小学校低学年用人権教育資料「ほほえみ」 [令和3年度改訂]
- ウ 小学校中学年用人権教育資料「ほほえみ」  
[平成24年度改訂・令和4年度改訂予定]
- エ 小学校高学年用人権教育資料「ほほえみ」  
[平成24年度改訂・令和4年度改訂予定]
- オ 中学生用人権教育資料「きらめき」  
[平成25年度改訂・令和5年度改訂予定]
- カ 高校生用人権教育資料「HUMAN RIGHTS」  
[令和2年度改訂]



### [参考]

#### 1 児童生徒用資料



#### 2 校種別の取組

人権教育資料の活用状況[令和3年度実績:小・中・高]

小学生用人権教育資料 「ほほえみ」	中学生用人権教育資料 「きらめき」	高校生用人権教育資料 「HUMAN RIGHTS」
633校/734校 [86.2%]	258校/340校 [75.9%]	103校/148校 [69.6%]

#### 3 人権教育資料「ほほえみ」令和3年度改訂の特徴

- (1) 電子データ（パソコン、タブレット、スクリーン）で活用することを前提にしたA4横判で作成
- (2) 新たな人権課題の解決につながる資料と指導例の作成
- (3) 主体的・対話的で深い学びを通じた人権感覚を育成するための指導例の見直し
- (4) 字体はUDフォントを基本とし、誰にとっても読みやすい資料になるよう配慮
- (5) 人権教育課ホームページから電子データをダウンロードして活用

(2) 教師用指導・研修資料

- ア 男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて [平成 29 年度改訂]
- イ 「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて [平成 29 年度改訂]
- ウ アニメ「めぐみ」等の活用について [令和元年度改訂]
- エ 外国人児童生徒等のための受入れハンドブック  
～指導・支援を充実させるために～ [令和元年度改訂]
- オ 「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について [令和 2 年度作成]
- カ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、  
いじめの防止に向けた指導について [令和 2 年度作成]
- キ 新型コロナウイルスワクチン接種に関する偏見や差別はやめましょう!!  
[令和 3 年度作成]
- ク 「多様な性」に対する正しい理解のために [令和 4 年度改訂]

[参考]

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について  
（一部抜粋）  
[令和 2 年度作成]

(3) 新たな課題に対応した人権教育資料の改訂

240 千円

社会状況の変化や国・県の動向を踏まえつつ新たな人権課題にも対応させるため、作成から 10 年が経過する人権教育資料の改訂を順次行う。

※ 小学校中学年・高学年用人権教育資料「ほほえみ」 [令和 4 年度改訂予定]

※ 中学生用人権教育資料「きらめき」 [令和 5 年度改訂予定]

3 教職員の指導力の向上と人権意識の高揚

管理職及び担当教員などの指導力の向上や人権意識の高揚を図るため研修を実施する。

(1) 教職員対象

管理職、人権教育担当者、初任者等それぞれのキャリアステージに応じた研修を行う。

ア 管理職研修

研修名 項目	市町組合立学校管理職人権教育研修	県立学校管理職人権教育研修
対 象	校長・教頭（隔年で交互に実施）	校長・教頭
参加者	校長 約 850 人（R3 教頭 840 人）	校長 166 人（R3 165 人） 教頭 約 220 人（R3 231 人）
時 期	令和 4 年 4 月～令和 5 年 2 月	校長 令和 4 年 6 月 6 日 教頭 令和 4 年 7 月及び 11 月
会 場	6 会場	県立教育研修所
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内推進体制の整備</li> <li>・組織的な取組とその点検・評価</li> <li>・教職員の人権意識高揚と指導力向上</li> </ul>	

イ 人権教育担当者研修

研修名 項目	市町組合立学校教員人権教育研修	県立学校人権教育担当教員等研修
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育担当教員</li> <li>・ 児童生徒支援教員</li> <li>・ 研究推進校推進教員 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育担当教員</li> <li>・ 市立高等学校人権教育担当教員 (希望者)</li> </ul>
参加者	約 900 人 (R3 916 人)	173 人 (R3 177 人)
時 期	令和 4 年 5 月～12 月	令和4年5月2日(月)～18日(水)
会 場	6 会場	オンライン形式
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育にかかる現状と課題</li> <li>・ 指導内容の構成と指導方法の工夫</li> <li>・ 人権教育資料等の効果的な活用</li> </ul>	

ウ 児童生徒支援教員研修

研修名 項目	児童生徒支援教員研修	
対 象	児童生徒支援教員	
参加者	328 人 (R3 314 人)	
時 期	令和 4 年 5 月 23 日 ( 月 ) ～ 令和 4 年 6 月 6 日 ( 月 )	
会 場	オンライン形式	
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置目的と活動内容</li> <li>・ 効果的な指導の在り方</li> </ul>	

エ 初任者研修

研修名 項目	市町組合立学校初任者研修	県立学校初任者研修
対 象	市町組合立学校初任者	県立学校初任者
参加者	約 580 人 (R3 640 人)	約 200 人 (R3 138 人)
時 期	令和 5 年 1 月 18 日 (水)	令和 4 年 4 月 5 日 (火) 令和 4 年 11 月 10 日 (木)
会 場	オンライン形式	県立教育研修所
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権尊重の理念の理解</li> <li>・ 人権教育の指導方法の在り方</li> <li>・ 人権教育資料を活用した授業の在り方</li> </ul>	

(2) 市町組合教育委員会職員等研修の実施

人権教育・啓発担当者の指導力や資質の向上を図るための研修を行う。

研修名 項目	指導主事等研修	
対 象	教育事務所・市町組合教育委員会の担当指導主事等	
参加者	48 人 (R3 49 人)	
時 期	令和 4 年 5 月 16 日 ( 月 ) ～ 5 月 27 日 ( 金 )	
会 場	オンライン形式	
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修における教育委員会の役割</li> <li>・ 人権教育に関する情報発信と普及</li> </ul>	

## II 子ども多文化共生教育の充実

多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域との連携のもと多文化共生にかかわる事業を推進する。

[参考] 令和3年度日本語指導が必要な外国人児童生徒数（令和3年5月1日現在）（人）

地域	言語	ベトナム語	中国語	フィリピン語	ポルトガル語	スペイン語	英語	韓国・朝鮮語	その他	合計
神戸市		96	160	34	6	13	23	11	105	448
阪神		7	51	16	18	17	4	1	46	160
播磨東		23	12	15	42	8	6	0	58	164
播磨西		267	27	18	3	5	0	6	14	340
但馬		0	4	6	0	0	0	0	0	10
丹波		1	2	3	28	0	1	0	0	35
淡路		0	1	1	0	0	0	0	1	3
県立		9	58	14	8	3	3	4	29	128
合計		403	315	107	105	46	37	22	253	1,288

[参考] 令和3年度公立学校に在籍する外国人児童生徒数 3,679人

### 1 外国人児童生徒等への支援の充実

外国人児童生徒等の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図る。

#### (1) 子ども多文化共生サポーターの派遣事業の実施 90,782千円

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣する。

ア 派遣状況（令和4年6月30日現在）

派遣言語数	派遣校数	派遣人数
19言語	109校	95人

※ 派遣校種別内訳：小学校：74校、中学校：31校、県立学校：4校

※ 令和3年度実績：派遣言語数：18言語、派遣校数：122校、派遣人数：110人

[参考] 子ども多文化共生サポーター言語別派遣状況（令和4年6月30日現在）

派遣言語数	派遣校数	派遣人数
英語	22	16
中国語	22	21
ベトナム語	17	14
フィリピン語	12	11
スペイン語	7	5
ネパール語	7	7
ポルトガル語	5	4
アラビア語	3	2
インドネシア語	3	3
フランス語	2	2
ヒンディ語	1	2
ウルドゥ語、韓国・朝鮮語、タイ語 ドイツ語、ペルシャ語、ベンガル語 ミャンマー語、モンゴル語	各1	各1
19言語	109校	95人

[参考] 子ども多文化共生サポーター言語別登録者人数（令和4年6月30日現在）

言語	人数	言語	人数
アラビア語	4	ヒンディ語	2
イタリア語	2	フィリピン語	15
インドネシア語	5	フランス語	2
ウルドゥ語	3	ベトナム語	19
英語	28	ペルシャ語	1
韓国・朝鮮語	6	ベンガル語	1
シンハラ語	1	ポルトガル語	13
スペイン語	7	マレー語	1
タイ語	6	ミャンマー語	2
中国語	47	モンゴル語	3
ドイツ語	1	ロシア語	4
ネパール語	8	合計（23言語）	181

## イ 対象

日本語指導が必要な外国人児童生徒等

## ウ 派遣回数等

派遣開始～1ヶ月 週4回

1ヶ月～在留6ヶ月未満 週3回

在留6ヶ月以上2年未満 週1回

※ 市町立学校は1年未満（政令市除く）

※ 派遣1回4時間以内

## エ 職務内容

- (ア) 当該児童生徒の生活適応への支援
- (イ) 当該児童生徒の学習支援
- (ウ) 当該児童生徒の心の安定への支援
- (エ) 子ども多文化共生教育推進の支援 等



サポーターによる支援の様子

## (2) 日本語指導支援推進校事業の実施

6,859千円

日本語指導が必要な児童生徒の日本語（生活言語、学習言語）の習得と基礎学力の定着を図るため、児童生徒が多数在籍する学校に日本語指導の専門性の高い支援員を派遣する。

### ア 事業内容

- (ア) 日本語指導支援員の派遣（対象市町：芦屋市、三木市、姫路市）

対象児童生徒に対し、日本語による日本語能力向上のための支援を行うため、日本語指導支援員を派遣する市町に対して、経費の一部を補助する。

- (イ) 日本語指導支援推進校事業連絡協議会の設置（年2回）

日本語指導体制を充実させるため、支援の在り方や課題等について協議する。

(ウ) 日本語指導支援員等研修会の実施（年1回）

日本語指導の充実を図るため、日本語指導支援員等に対し、児童生徒の日本語能力に応じた支援の在り方や指導方法に関する研修を行う。

(3) 就学支援ガイドンスの実施

外国人児童生徒と保護者等に就学や進路等の情報提供及び相談を行う。

令和4年度会場：神戸市、芦屋市、加古川市、豊岡市、姫路市

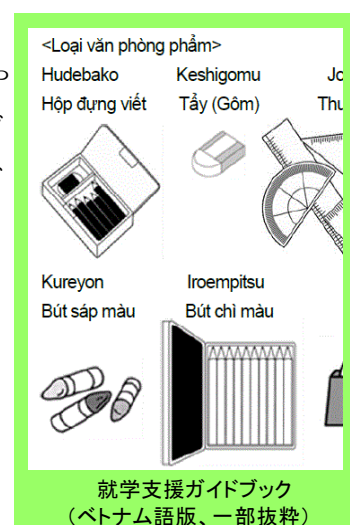
※ 令和3年度実績

会場：神戸市、西脇市、明石市、宝塚市、姫路市

参加者数：193人 相談件数：44件

(4) 『就学支援ガイドブック』の作成

外国人児童生徒の就学支援を目的に日本の教育制度や入試制度について記載した保護者向け資料『就学支援ガイドブック』をベトナム語や中国語、ポルトガル語など16言語で作成する。



(5) 外国人の子どもの就学状況調査等の実施

学齢期の外国人の児童生徒の就学を促すために現状を調査し、就学に課題のある子どもがいる外国人家庭に対する就学相談等を行う。

2 日本語指導等の支援体制の充実

言語、文化及び生活習慣等の違いによる児童生徒の就学に関する課題の解決を図るため、外国人児童生徒等に対する日本語指導等の支援体制を整える。

(1) 外国人児童生徒等に対する支援の運営体制の充実

1,314千円

県と市町が連携し、外国人児童生徒等が散在する地域における学校への受入及び日本語指導の支援体制の充実を図る。

ア 事業内容

(ア) 運営協議会の設置・開催（年2回）

産業労働部国際局国際課や公益財団法人兵庫県国際交流協会と連携し、地域の実態に応じた支援体制の整備を図るため、運営協議会を設置する。

(イ) 市町の取組への支援

a 地域 芦屋市、三木市、丹波篠山市

b 取組内容

(a) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

日本語能力測定方法の活用や、その結果を踏まえた日本語指導を

実施し、実践研究を行う。

(b) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

個別の指導計画の作成や、指導及び学習評価などの実践研究を行う。

c 負担割合：国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

## (2) 子ども多文化共生サポーター等研修会の実施

子ども多文化共生サポーターなどの資質の向上を図るための研修を行う。

研修名 項目	子ども多文化共生サポーター等研修
対 象	子ども多文化共生サポーター、市町組合教育委員会担当者 子ども多文化共生サポーター派遣校管理職
参加者	約 200 人 (R3 200 人)
時 期	令和 4 年 7 月 19 日～8 月 2 日
会 場	オンライン形式
研修内容	・子ども多文化共生サポーター派遣事業の目的及び支援の在り方 ・外国人児童生徒の適切な学習支援を図るための連携の在り方

## (3) 日本語指導研究推進事業の実施

研究推進校において、効果的な日本語指導及び子ども多文化共生教育の在り方について実践的に研究する。

ア 研究推進校 3 校

教育事務所	学校名	研究主題
阪 神	芦屋市立浜風小学校	生活言語から学習言語へと日本語能力を高めるための実践的な指導のあり方について
播磨西	姫路市立船場小学校	多文化共生 ～誰もが安心して学びあう学校をめざして～
丹 波	丹波篠山市立西紀南小学校	日本語指導の必要な児童への日本語理解能力の定着をめざした支援の在り方について

イ 指定期間 令和 4 年度 (1 年間)

ウ 事業内容

(ア) 教育課程に明確に位置付けた「特別の教育課程」による日本語指導の在り方に関する研究及び実践

(イ) 「J S L (第 2 言語としての日本語) カリキュラム」の視点や日本語能力の測定結果を踏まえた日本語指導の在り方に関する実践

(ウ) I C T を活用した遠隔授業に関する実践や教材開発

(エ) 日本語指導カリキュラム及び教材リストの作成

(オ) 子ども多文化共生教育の推進 等

(カ) 日本語指導研究推進校連絡会の設置 (年 3 回)

構成：県立芦屋国際中等教育学校、日本語指導研究推進校 (3 校)



### 3 子ども多文化共生センターの運営

2,840千円

子ども多文化共生教育を推進するため、多文化共生にかかる人材や情報を一元化し、研修や交流などの機能を有するセンターを運営する。

#### (1) 設置場所

芦屋市新浜町（県立国際高等学校内）

#### (2) 利用日及び利用時間

平日 9:00～17:00



教育相談

#### (3) 事業内容

ア 外国人児童生徒などにかかる教育相談

外国人児童生徒等に対する学校生活や就学及び進路等への支援

(ア) 相談方法 電話、面接、メール、オンライン

(イ) 相談者 教職員、外国人児童生徒及び保護者、関係機関・団体 等

(ウ) 相談内容 日本語指導、進路指導、学校での生活指導 等

(令和4年3月31日現在)

相談内容	件数	相談内容	件数
多言語相談員派遣	134件[19.5%]	多文化共生教育	8件[ 1.2%]
進路指導	83件[12.1%]	保護者・家庭環境	6件[ 0.9%]
母語教育	58件[8.4%]	学校生活	3件[ 0.4%]
センター資料	46件[6.7%]	児童・生徒指導	3件[ 0.4%]
就学支援	36件[5.2%]	学習・教科指導	2件[ 0.3%]
ボランティアバンク	29件[ 4.2%]	その他	271件[ 39.4%]
日本語教育	9件[ 1.3%]	合計	688件

イ 子ども多文化共生サポーターの派遣調整や助言

ウ 多言語による学習教材等の作成

(ア) 外国人児童生徒受入にかかる資料（学校で使える通知文等）

(イ) 就学支援ガイドブック

(ウ) あなたは、どの高校を選びますか？

(エ) 社会科教材[歴史・地理・公民]

(オ) 小学校低・中学年用 인권教育資料「ほほえみ」

(カ) 日本語習得度チェックシート（試案）

(キ) よくある質問（Q&A）（日本語を含む24言語）

エ 書籍などの貸出

日本語指導や多文化共生に関する資料の活用(令和4年3月31日現在)

	書籍・教材	玩具・楽器等	民族衣装	翻訳機
貸出数	257冊	83点	43着	13台

オ 多文化共生にかかわる情報の収集・発信

(ア) 子ども多文化共生センター通信の発行・SNSによる発信

(イ) 子ども多文化共生センター展示

(ウ) 子ども多文化共生にかかわる交流活動

カ 多文化共生にかかわる研修会や交流活動の企画・運営

(ア) 関係機関・団体、大学などとのネットワークの拡充

(イ) 公益財団法人兵庫県国際交流協会や JICA 関西、NPO/NGO などの様々な団体と連携し、「多文化共生を考える研修会」や「多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー」等を実施



子ども多文化共生センター展示  
(ひょうご・ヒューマンフェスティバル)

キ 子ども多文化共生ボランティアの活用

(ア) 登録者数 491 人

(イ) 活用内容 翻訳（チラシ・学校文書等）、通訳（学校外における通訳を含む）、多文化理解、日本語指導 等

ク 多言語相談員の派遣

公立学校等で行う教育相談に際し、外国人児童生徒等とその保護者に対して、母語による通訳を行う多言語相談員を公立学校等へ派遣する。

(令和4年6月30日現在)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	合計
派遣数	26	5	3	15	0	49

※ 派遣言語数：11 言語（派遣可能言語数：23 言語）

【参考】令和3年度実績

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	合計
派遣数	63	49	30	34	20	196

※ 派遣言語数：11 言語（派遣可能言語数：21 言語）

#### 4 ウクライナからの避難民への対応

ウクライナ避難民等支援連絡会議（県・市町・関係機関で構成）への参画のもと、就学支援の体制を構築する。

【就学前】就学や言語支援に関する相談等（子ども多文化共生センター）

【就学後】(1) 多言語相談員の派遣（ウクライナ語、ロシア語）

(2) 心のケアに対する支援（スクールカウンセラー等）

(3) 子ども多文化共生サポーターの派遣（ウクライナ語、ロシア語等）

(4) 特別の教育課程編成（学習指導・日本語指導等）

(5) 端末貸出（ICT を活用した支援）

(6) 授業料等の減免（県立高等学校及び県立芦屋国際中等教育学校）

(7) 相談対応等（子ども多文化共生センター）

(8) ポケット貸出（子ども多文化共生センター）

### Ⅲ 社会教育における人権教育の充実

すべての人の自己実現と「共に生きる社会」への展望のもと、住民が人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深め、地域における人権文化の醸成を図るとともに、人権の尊重を普遍的な価値観として共有するための教育を推進する。

#### 1 人権教育推進関係団体への支援

人権教育の実践・研究及び教育・啓発を行っている兵庫県人権教育研究協議会の取組に支援を行う。

##### (1) 人権教育推進関係団体育成事業費補助事業の実施 10,847 千円

###### ア 実践・研究

(ア) 研究大会の開催

(イ) 研究集録の発行

###### イ 教育・啓発

(ア) 指導者研修会の開催

(イ) 人権教育講演会の開催

(ウ) 学習資料の作成及び発行

##### (2) 地域における人権教育実践研究事業の実施 10,691 千円

###### ア 人権教育実践研究委員会地区事務局の設置（県内6地区）

各地域・市町間の連携や調整等を行い、実践研究を円滑に進める。

###### イ 調査員の配置

各地区における人権学習素材発掘・収集及び研究等を行う。

###### ウ 人権教育実践研究報告書の作成

発掘・収集した人権学習素材をもとに実践研究を行い、その成果として人権教育実践研究報告書を作成する。

#### 2 地域における人権文化の醸成の推進

地域における人権課題の解決に向け、一人一人の人権が尊重される環境づくりに取り組み、自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」をもち、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進するため、社会教育における人権教育を総合的に推進する。

##### (1) 地域に学ぶ体験学習支援事業の実施 1,920 千円

日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成するため、これまで養成してきた人権学習リーダーを活用しながら、参加体験型の学習活動や地域活動等を実施して、様々な人権問題について学習するための講座を開設する市町に対して、その経費の一部を補助する。

ア 実施市町 13 市町

イ 講座数 40 講座

## ウ 事業内容

- (ア) 対象者 地域住民（幼児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人等）
- (イ) 講座人数 1 講座あたり 10 人以上
- (ウ) 時間数 年間 25 時間以上
- (エ) 補助率 1 / 3 補助（補助限度額 48,000 円）
- (オ) 活動内容
  - a 地域の歴史、文化、史跡、伝統産業などの調査研究活動
  - b 地域における福祉体験や勤労体験活動
  - c 高齢者、障害者、外国人などとの交流活動
  - d 女性や子どもの人権に関する課題についての学習活動
  - e 人権文化を発信する活動（人権カルタの作成、人権劇、実践発表）

### (2) 人権教育指導者研修会の実施

人権に関わる様々な課題について理解を深め、人権教育の改善・充実を図るため、効果的な教育の進め方について研修を行う。

研修名 項目	人権教育指導者研修会
対 象	各市町及び各市町組合教育委員会人権教育・啓発担当者 各教育事務所人権教育担当者 一般県民 等
参加者	約 100 人 (R3 74 人)
時 期	令和 4 年 8 月 28 日 (日)
会 場	姫路市市民会館
研修内容	・社会教育における学習機会の方策充実 ・地域における子ども多文化共生教育の推進 ・学校、家庭、地域などの連携の在り方

## 3 関係機関等との連携

### (1) 県民生活部総務課人権推進班

- ア 市町人権啓発主管課長会議（4 月）
- イ ひょうご・ヒューマンフェスティバル（8 月：姫路市市民会館）
  - ※ 子ども多文化共生教育フォーラム
  - ※ 子ども多文化共生センター展示
- ウ ひょうご人権ネットワーク会議（12 月）
- エ 兵庫県拉致問題啓発ビデオ「私たちにできることー拉致問題の解決を願ってー」（令和 4 年 4 月配信開始） 等

### (2) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会

- ア 市町人権啓発担当者研修会への参加
- イ 人権啓発ビデオ等作成協力 等



子ども多文化共生教育フォーラム  
(ひょうご・ヒューマンフェスティバル)

[参考] 人権啓発ビデオ

年度	題名	テーマ
平成 29 年度	「あした咲く」	女性の人権
平成 30 年度	「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度	「サラーマット～あなたの言葉で～」	外国人の人権
令和 2 年度	「カンパニユラの夢」	超高齢化社会とひきこもり
令和 3 年度	「夕焼け」	ケアラー

※ 令和 4 年度は「性の多様性」をテーマに作成予定